2026年度
第２回業務委員会
資料№1-1

総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会

第 10 回ガス事業環境整備ワーキンググループ

議事要旨

1.　日時　令和 8 年 6 月 8 日（月）　13 時 00 分～15 時 30 分
2.　場所　経済産業省別館 2 階 235 会議室（オンライン併用）
3.　議題　（１）我が国の GX へのガス事業の貢献
　　（２）ガス事業の託送料金制度について

4.　出席者

（ガス事業環境整備ワーキンググループ委員）

山内 弘隆	一橋大学 名誉教授
五十川 大也	大阪公立大学大学院経済学研究科 教授
男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
澁谷 忠弘	横浜国立大学総合学術高等研究院 教授
杉野 綾子	武蔵野大学法学部政治学科 准教授
武田 邦宣	大阪大学 理事・副学長
中 美尋	みずほ銀行 産業調査部 次長
橋本 悟	青森公立大学経営経済学部経済学科 教授
原 郁子	公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
平野 創	成城大学 経済学部経営学科 教授
又吉 由香	SMBC 日興証券株式会社産業・サステナビリティ戦略部 マネジング・ディレクター
松平 定之	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
田中 加奈子	アセットマネジメント One 株式会社 シニア・サステイナビリティ・サイエンティスト

（ガス事業環境整備ワーキンググループオブザーバー）

梅澤 毅	株式会社 INPEX JAPAN 企画推進ユニット ジェネラルマネージャー
小野 透	一般社団法人 日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会 企画部会長代行
出口　尚平	東京電力エナジーパートナー株式会社　ガス事業部長
木村　昭彦	電気事業連合会 理事・事務局長
辻 英人	一般社団法人日本ガス協会 専務理事
籔内 雅幸	一般社団法人日本コミュニティーガス協会 専務理事
藤原 洋	石油資源開発株式会社 経営企画本部 経営企画部長
宍倉 尚	ENEOS Xplora 株式会社 低炭素ソリューション本部 天然ガス事業部長
田上 博道	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長
福田 正広	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ ガス安全室長

経済産業省

迫田 英晴	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室長

5.　議事概要

（1）　我が国の GX へのガス事業の貢献

①　事務局より資料説明を実施。

②　委員等からの主な意見

○　段階的なカーボンニュートラル戦略を意識づけることが極めて重要である。まずは LNG への燃料転換を行い、その後、合成メタンやバイオへの移行へとつながっていくという一連の流れを、分かりやすいイメージとして発信していくことが必要。燃料転換が GX として注目されにくいのは一定程度自然である一方、水素・アンモニア等の選択肢がガス事業の文脈で十分に比較整理されていない点が課題。燃料転換と水素・アンモニア転換それぞれの優位性や適用条件を可視化することで、事業者の投資判断や行動が促進される構造となる。

○　自治体はカーボンニュートラル宣言後、EV 導入など既に認知度の高い施策に傾きがちであるため、ガスもカーボンニュートラルに資するという点について、より強い発信が必要。資料 87 ページの図については、単に減少していく形ではなく、いわゆる「ホップ・ステップ・ジャンプ」の形で、LNG から合成メタン・バイオへと段階的に移行していく姿を示す図に改変することで、より効果的に伝えられると考える。

○　払い出しマップや人的リソース整備の重要性は理解しているが、実際のボトルネックが何かを見極めることが重要である。特に、既存燃料との価格差が大きな制約となっている可能性があり、本格的に導入を進めるのであれば、この価格差を縮小するための措置が求められる。具体的には、国や自治体による補助金など、導入を後押しする政策的な手当も必要。

○　今後 LNG 利用が拡大することを踏まえると、備蓄や緊急時対応について並行して検討する必要がある。天然ガスは調達の多角化が進んでいる点は評価できる一方、備蓄が困難である点が課題。このため、国家備蓄の強化や、産ガス国との共同備蓄、あるいは緊急時に確保可能とする契約的手当（バーチャルな対応）など、多様な選択肢を含めてレジリエンス強化を検討すべきである。

○　費用対効果を見極めつつ着実に積み上げていく取組が必要。特にバイオメタンについては、国内での取組を着実に進める必要があり、必要に応じて海外からの調達も視野に入れるべきである。また、小売ガイドラインについては、まずは整備・実施した上で、柔軟に見直し可能な枠組みとすることが望ましい。

○　メタネーションについては、余剰再生可能エネルギーや系統外の未利用電力の活用に資する点で期待が大きい。このため、小型化・高効率化を含む技術開発の進展が重要である。

○　ガス導管事業者と連携した情報提供の取組や、需要開拓・ポテンシャル拡大に向けた検討、さらには合成メタン導入に関する制度設計の議論が進展している点については、全体として良い方向に向かっていると評価する。

○　燃料転換や合成メタン、バイオマス利用に加え、水素ネットワーク事業や、ガスを輸送した上でターコイズ水素等へ転換するような取組など、将来的にカーボンニュートラルに資する選択肢はより幅広く存在しており、これらの広がりを十分に視野に入れないまま検討が進むことには一定の懸念がある。

○　事業者は中長期の経営計画の下で資金調達や設備投資の判断を継続的に行っているが、現状は将来の方向性がいわば「玉虫色」の状態にあり、その不確実性を吸収するリスク管理コストを事業者側が負担している状況にあると認識している。エネルギー基本計画で大きな方向性は示されているものの、各種政策や複数のワーキンググループにおける議論が個別対応となる場合、結果的にコスト増要因となる可能性がある。

○　政策全体について俯瞰的かつ横断的な整理を進め、提示していくことが重要。具体的には、ガス事業者の視点から、カーボンニュートラルに至るトランジションのタイムフレームを、より実態に即した形で示すことが有用である。その際、技術的・物理的ポテンシャルや制約、制度上の障壁及びその解消見通しなどについても併せて示すことで、事業者による投資判断の予見可能性が高まり、その結果、関連する制度設計における優先順位や時期の明確化につながる。

○　効果的な発信には定量的効果の提示が大切であり、バイオガスは国内ポテンシャルが

限られる中、用途全体での最適配分やガス利用拡大を検討していき。さらに GX 実現に向けては、時間軸ごとの施策の組み合わせを整理し、全体像を関係者で共有していくべきである。

○ 需要家の投資を促すには経済合理性の確保が不可欠であり、環境価値評価や規制動向を踏まえた検証と追加施策の検討が必要。中長期的には不確実性を踏まえたマルチパスの考え方に基づき、各施策の深掘りと全体最適化を図りつつ、段階的に将来像の解像度を高めていく。

○ 燃料転換は脱炭素効果の定量的提示と、将来の合成メタン等への移行を見据えた導管活用の意義提示をするべき。自治体とガス事業者の連携による地域脱炭素やバイオガス活用の推進も求められる。加えて排出係数開示の促進や、オンサイトメタネーション規制の柔軟化により、需要家の選択促進と新たな事業展開を後押しする。

○ 燃料転換については、自治体の認知向上の必要性に賛同する一方、需要家が意思決定できる環境整備やガスの政策的位置付けを検討するべき。バイオガスは量的制約があるものの、エネルギー自給率向上や未利用エネルギー活用の観点から意義がある。

○ 燃料転換の認知向上は重要だが、最終的な将来像を明確に示すことが不可欠であり、最新かつ正確な情報に基づく発信が求められる。加えて、標準熱量変更については合理性の観点から再検討が必要であり、保安制度への影響を事前に整理・共有した上で、十分な議論と情報提供を進めることが重要である。

○ 地方では自治体の役割が大きく、認知向上においてその位置付けを明確化すべき。また、競争原理が十分に機能しない地域もあり、経済合理性だけでは取組が進まない懸念があるため、支援策に加え規制的手法の併用も検討余地がある。

○ GX が再エネ中心で理解されがちな中、燃料転換の貢献を明確に示す必要がある一方、現場では人材不足や競争環境、将来不透明性により普及活動に制約がある。このため国の政策的な位置付けや地域特性に応じた対応が求められる。

○ 資料 35 ページ下段に示されているスケジュール例では、託送料金認可後 1 か月程度で料金改定対応を行う想定と見られるが、実務上は料金見直し判断や需要家への周知、問い合わせ対応準備など多岐にわたるため短期間での対応は困難であり、需要家の混乱を招くおそれがあるため、現場実務の実態を踏まえ無理のないスケジュール設定を行うべき。

○ 地方自治体の燃料転換は、人口減少や財政制約の中で追加負担を伴う取組には限界があり、経済性の向上が前提となる。また、認知度向上に加え、事業者の取組を基盤としつつ、制度面・環境面で経済性を高める整備を進める必要がある。

○ 合成メタン等の証書制度は、国内制度にとどまらず、GHG プロトコル等の国際的枠組みとの整合性を確保した設計が求められる。また、企業実務での活用と普及のため、国際ルールとの連携や関係機関との情報共有を進めることが必要である。

○ 託送料金を活用した合成メタン調達コスト回収は 3 年ごとの承認が前提との理解と、

同一地域で複数回発生との記載の関係整理が必要。加えて、短期間での料金改定対応は実務的に困難であり、周知や準備期間の確保が必要とする。また、対象範囲や値上げ幅に関する考え方の明確化や、需要家・事業者への影響を踏まえた制度設計が求められる。

③　事務局からの回答

○　ロードマップの表現について、CO_2削減の曲線との見え方の重複しているため、より効果的な見せ方を検討する。また、ボトルネックについては入口段階の課題に着目した整理だが、今後は価格差なども含め課題の類型化を進めていく。

○　LNG は備蓄の難しさがある一方、トレーディングによる供給安定化の取組が進められている。加えて、水素など他燃料の動向も踏まえ、需要家の選択を視野に入れながら、ガスに限らず燃料供給全体の在り方を中長期的に検討する。

○　バイオガスや FIT/FIP 後の位置付けは自治体のニーズも踏まえ検討を進める。また排出係数は義務化ではなく、まずは取組事業者の拡大と可視化を通じて普及を促進。国産資源についても、エネルギー輸入依存の中で活用方策を模索していく。

○　託送制度は高度化法に基づく対応であり、将来的な在り方は別途検討が必要。規制導入については GX-ETS 等との関係も踏まえつつ、過度な負担を避けながら、実際の事業活動の中で持続的に機能する仕組みを検討していく。

○　託送料金改定は 3 年ごとの認識。料金改定時には小売事業者の負担が大きいため、周知期間の確保をしていき、審査期間の見直しも含め、実務と制度のバランスを踏まえたスケジュール設定について今後整理を進めていく。

（2）　ガス事業の託送料金制度について

① 事務局よりまとめて資料説明を実施

② 委員等からの主な意見

○　物価変動等を託送料金に反映する際の審査方法について、原則として洗い替えによる対応としつつ、社会コスト低減の観点から、重点的に確認すべき項目を整理し審査を工夫する。全国に 100 社超存在する一般ガス導管事業者の状況を踏まえると、監視・審査を行う側としても、事業者からの申請に対し、実効的かつ迅速に対応することが求められる。そのため、関係部局とも連携しながら、今後の制度検討に協力していく。

○　外生要因を対象とした変分改定の枠組みは妥当であり、費用反映方法や指標設定は実態に即した整理が求められる。事業報酬見直しは状況を踏まえつつ優先順位付けが論点となる。

○　地方の中小事業者では制度変更や事後評価対応の実務負担増が懸念される。このため、

大手のベストプラクティスの整理・共有や業界団体の活用により横展開を図るほか、手続の自動化などによる負担軽減策の検討が求められる。

○　変動予測の実績確認について、事後調整を伴わない場合は意義が不明確だが、データ公表による外部チェックには一定の合理性がある。洗い替え前提の仕組み自体は妥当だが、「保守的」の定義を明確化することが重要であり、事業報酬率は赤字回避と安定的な投資・保安確保を踏まえた整理が必要。

○　予測と実績の確認は既存枠組みと連動したチェックが前提となり、評価時期も外部環境に応じ柔軟性を持たせる余地がある。また、審査時期の集中による負担にも配慮した制度設計が必要。

○　持続可能性と需要家負担のバランスを踏まえつつ具体化を進める必要がある。また、変分改定の検討では、大手事業者の費目別データ等を示すことで、実態に即した効率的な議論につながる。

○　審査や事後確認に伴う社会的コストの低減や負担軽減を踏まえた制度設計が論点となる。加えて、業界団体による情報提供を通じた理解促進と手続支援が期待される。さらに、今後の制度具体化に向け、需要の持続性と安定供給を意識した検討を進めていくべき。

○　費用項目は分かりにくいため、エスカレーションや事業報酬による値上げの根拠を明確に示す必要がある。事業者の努力が見えなければ消費者の納得は得られないため、洗い替え原則には賛同する。また、GX の流れの中でも託送料負担が過度にならないよう、慎重な検討が求められる。

事務局からの回答

○　手続の柔軟性に関する要望は多く寄せられているが、料金改定は安定供給に必要なコストを適切に反映することが前提。そのため、特定費目だけでなく全体の費用を対象に見直しを行うことで、設備更新や GX 対応、省人化などの変化にも対応できる仕組みとする方向性で進めている。

○　全費用を洗い替えることで、各費用の増減要因や内訳を事業者自身が精査し、国による審査でも詳細な確認が可能となる。このプロセスにより、料金改定の妥当性や値上げ理由を説明しやすくなり、需要家への透明性確保にもつながる形となる。

○　地方事業者の実務負担に対しては、審査の効率化・重点化で対応する。具体的には、重要な費目に焦点を当てて重点的に確認することで、実質的に変分改定に近い効果を持たせつつ、全体の手続負担の軽減を図ろうと考えている。

○　今回の制度設計は一つの到達点ではなく、運用を通じてその実効性や負担のバランスを確認していく。事業者や社会にとって適切に機能しているかを継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うことで制度の改善を行っていく。

○　変動率設定における「保守的」という概念については、過度な上振れを織り込まない一方で、実際のコストトレンドを適切に反映するバランスが求められる。具体的な定義や運用方法については、今後の資料で示し、審査要領にも反映していく。

○　事後評価は原価算定期間である 3 年間を通じた総括的な結果として行う整理であり、期間内の変動は一定程度許容するものと考えている。一方で、物価動向などの外部環境は別途議論の対象となり得る。また、実績データの示し方についても工夫を検討し、次回以降に具体化を進めていく。

経済産業省

2026年度
第２回業務委員会
資料№1-2

我が国のGXへのガス事業の貢献

2026年６月８日

資源エネルギー庁

１．燃料転換等の推進

２．2030年度の合成メタン等の導入目標実現に向けた取組

３．合成メタン等における中長期的な取組の推進

４．我が国のGX実現に向けた中長期の政策検討の方向性

１．燃料転換等の推進

２．2030年度の合成メタン等の導入目標実現に向けた取組

３．合成メタン等における中長期的な取組の推進

４．我が国のGX実現に向けた中長期の政策検討の方向性

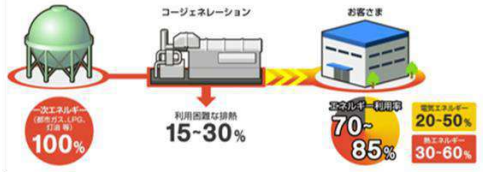
燃料転換の我が国のGXへの貢献

- 天然ガスへの燃料転換は、エネルギーの安定供給・経済成長・脱炭素の視点で**足元からGXに貢献が可能。**
 - ✓ 天然ガスは、多様な国々からの調達によりエネルギーの安定調達・安定供給を実現可能。
 - ✓ 大規模な設備投資や、周辺需要開発による投資促進や地域経済の活性化にも貢献できる。
 - ✓ 将来的には既存インフラを有効活用する事で、合成メタン等への転換を需要家の実情に合わせシームレスに実現できる。

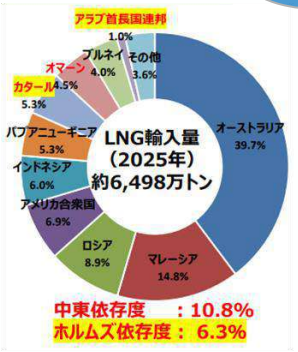
■天然ガスの多様な調達・活用によりエネルギーの安定供給を実現

安定供給

天然ガスは多様な地域から原料を調達。
ホルムズ海峡の依存度も低く、安定調達が可能。
また、天然ガスの高度利用により**電力の安定供給にも貢献が可能**。



※系統発電所のエネルギー利用率は40～50%



出典：2026年5月15日　資源・燃料分科会資料抜粋

■燃料転換設備投資による地域経済活性化

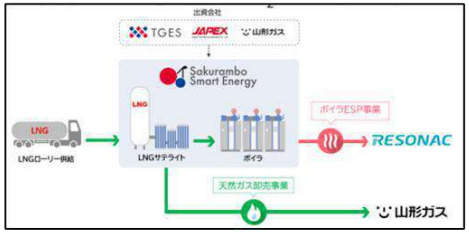
経済成長

燃料転換　新居浜LNG基地、山形県東根大森工業団地

新居浜LNG基地は、発電所と近隣地区産業需要へのガス供給で将来的に年間65万ｔのCO2削減を見込む。山形県東根大森工業団地も**面的な燃料転換により、CO2削減と投資回収促進を実現**。



写真：新居浜LNG基地外観

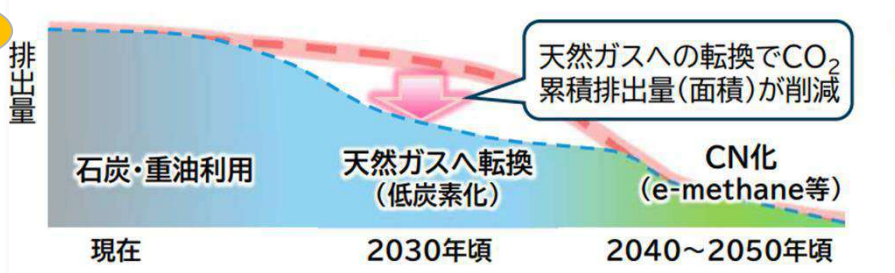


図：山形県東根大森工業団地スキーム図

■低炭素化からフレキシブルに将来的なCNへ

脱炭素　経済成長

合成メタン等は既存インフラへそのまま活用が可能。
天然ガスと合成メタン等が混合可能であるため、需要家ごとに経済と環境のバランスを図ったフレキシブルなCN化が可能。



本日の議論の進め方（燃料転換等の推進）

- 第9回ガスWGでは、面的な燃料転換等の推進のため、以下を整理し議論した。

 ①ステークホルダーの燃料転換等の認知度向上に向けた打ち手の議論の必要性

 ②合意形成プロセスごとの課題の整理の必要性

 ③需要家やガス小売事業者等が、DC・産業団地の立地、需要開拓の検討を行う際に、必要となる情報の整理や情報へのアクセス性等の整理の必要性

 ④面的かつ効率的な導管延伸を推進するため、地方公共団体、産業界、需要家及びガス小売事業者とも連携をしながら、効率的な需要開拓の在り方についての検討の必要性

- 委員からは、燃料転換等の推進に向けて強固な国の位置づけと積極的な発信をすべき、地域における燃料転換の担い手を見極めつつ、ガス導管事業者も中立性・公平性・無差別性を確保しながら情報開示や連携を図るべき、経済的インセンティブの確保を前提に大手ガス事業者と地方ガス事業者の連携を促すべき、など様々な意見をいただいている。

- 本日は、**面的な燃料転換における合意形成プロセスごとの課題と対策について検討を行うこととしたい。**

燃料転換の取組の現状認識

令和8年５月11日
第９回ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３より抜粋

＜現状認識＞

- 大手ガス事業者は、既にインフラが整備されている地域の燃料転換を、概ね実施済。導管の延伸や、LNGサテライト基地等の供給手段の拡充など、比較的難易度の高い燃料転換に挑む必要があるため、地方ガスエリアにおける需要開拓も積極的に実施。
- 地方ガス事業者が大規模な需要エリアの燃料転換を進める際、地方ガス事業者の事業規模に合わない投資が必要な場合や、燃料転換営業の技術的なノウハウなどが不足している場合もあり、大手ガス事業者との協創も重要となる。
- こういった現状の中、**地方では**、**燃料転換の潜在需要があるとの分析があり**、大手ガス事業者と地方ガス事業者が、これらの潜在需要の開拓に積極的に取り組めるような事業環境の整備が、協創を促す可能性がある。
- これまで、**ガス小売事業者**や**地方公共団体が中心**となり、熱融通も含めた**産業団地等の形成**や**面的に需要を捉えた効率的な燃料転換を推進**。地方公共団体も含めた**ステークホルダーの燃料転換等の認知度向上**や**複雑な合意形成プロセスごとの課題の整理**が、**全国大での面的な燃料転換の横展開**を進める糸口となると考えられる。
- また、ガス導管事業者は、事業類型の見直しに伴う役割の変化及び行為規制の導入により、立場が中立的になり、行為規制によってガス小売営業を行うことができないため、需要開拓の手段が限定的。

燃料転換の取組の目指すべき方向性

令和8年５月11日
第９回ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３より抜粋

＜今後の方向性＞

- **面的な燃料転換**での**大手ガス事業者と地方ガス事業者の協創**は、地方ガス事業者のガス需要量の拡大や一般的な燃料転換営業のノウハウの蓄積に寄与し、全国大で面的な燃料転換が進めば、**経済的**かつ**効率的**に**熱需要の低炭素化を進めることが可能**であるため、以下のような方向性で取組を進めてはどうか。

 ①**ステークホルダーの燃料転換等の認知度向上に向けた打ち手を議論**。

 ②**面的な燃料転換**は、多数のステークホルダーの調整や熱融通先の検討が必要であるなど、**合意形成プロセスが複雑で難易度が高い**ため、その**プロセスごとの課題を整理**。

- また、ガス導管事業が健全に発展していくため、ガス導管事業者が需要に対して必要な事業基盤を維持し、需要開拓等を行いながら成長を目指していくことが重要。**更なる需要開拓のため**には、需要家等及びガス小売事業者に対して、**エネルギー供給の手段の検討の際**や**ガス小売事業者の需要開拓に必要**となる**情報開示**を**積極的に行う必要**がある。

- 現在、**ガス導管事業者**は、**主要導管図**、**払出余力のマップを開示**し、**ガス管の埋設状況の確認サービスを提供**しているが、**需要家や地方公共団体、ディベロッパー等が**、DCや産業団地の立地を検討する際や、**ガス小売事業者が**、需要開拓を行う際に、**必要となる情報の整理**や、**情報へのアクセス性等の整理が必要ではないか**。

第9回ガスWG：主な御意見①（燃料転換・需要開拓）

- 地方の工業地域では、水素・アンモニアの不確実性から天然ガスへの燃料転換が実際の選択肢となっており、GXとして政策的に明確な支援と正当化が必要。**燃料転換は費用対効果が高く即効性があり**、**総排出量削減の観点から早期導入の意義が大きい**。**ガスは段階的にカーボンニュートラルへ取り組める柔軟性を持つ点を、国民・需要家へ積極的に発信すべき**である。
- 燃料転換がGXとして注目されにくいのは一定程度自然である。一方、水素・アンモニア等の選択肢がガス事業の文脈で十分に比較整理されていない点が課題である。燃料転換と水素・アンモニア転換それぞれの優位性や適用条件を可視化することで、事業者の投資判断や行動が促進される構造となる。
- 燃料転換を短期対応にとどめず、合成メタン・水素等によるカーボンニュートラルへ確実に接続する視点が重要である。**ガス事業者視点で時間軸やオプション間の関係性を示す俯瞰図が不足**しており、**足元投資と将来戦略の整合性を評価できる情報整理が必要**である。
- **面的な燃料転換は低炭素化に有効であるが、推進主体や地域の合意形成が大きな論点**である。政府がガス活用の位置付けと意義を明確化することが投資促進の前提条件である。採算性確保に向けた支援策や業界内でのノウハウ共有も重要であり、Jクレジット活用はGX貢献の可視化手段である。

第9回ガスWG：主な御意見②（燃料転換・需要開拓）

- 地域によって燃料転換の担い手は異なり、導管事業者も中立性を確保しつつ地域を支える主体として役割を果たし得る存在。民間連携に際しては公平性・無差別性の確保が不可欠。
- 熱需要の燃料転換に加え、コジェネレーション等による天然ガスの高度利用はGX推進における現実的な解である。**大手・地方事業者による情報開示と連携は重要**であるが、民間企業として経済的インセンティブの確保が前提条件である。
- 天然ガスへの燃料転換はトランジション期の重要な柱であり、産業・発電部門における導管延伸が民生部門の転換にも波及した事例が存在する。一方、ガスへの過度な集中はエネルギーポートフォリオ上のリスクとなり得るため、マクロ的視点での検討が必要である。
- 燃料転換を含むガスのGX貢献整理は妥当である。**国・地方公共団体がGXとしての位置付けを明確に発信することが需要家行動を後押しする要因となる**。コジェネ、合成メタン、バイオガス、クレジット等を地方でも実行可能な手段として業界全体で推進していく考えが重要。
- 地方ガス事業者との連携自体は否定されないが、大手による無償支援が競争環境を歪める懸念がある。卸供給やコンサルティングは適正取引ルールの下で行われるべきであり、公正競争の確保と新規参入者の事業基盤維持が重要である。

燃料転換等におけるガス事業者の役割分担

- 大手三社エリアと地方エリアでは事業環境や、事業主体が異なるため、**燃料転換においては、それぞれの状況を踏まえて整理する必要**がある。

	地方エリア	大手3社エリア
事業環境	• 都市ガスの普及率は低いが、**大口の燃料転換需要が残存** ※一方で、ほぼ小口需要しか存在しないエリアも存在 • LPガスなど他燃料との競合が激しい	• 過去からの需要開拓活動により都市ガスの普及率は高く、**自社エリア近傍の燃料転換需要は限定的** • 新規小売とのスイッチング競争が激しい
事業主体	**地方ガス事業者（一体会社）** • エリア内の都市ガス普及率が低く、引き続き需要開拓活動に注力（経営効率の観点から、小売部門で担務） • 導管部門は、託送供給依頼に基づき、効率的な導管網を計画 **燃料転換の拡大余地** 【大口需要家へのアプローチ】 • **小売部門が提案活動を実施** **→需要家・地方公共団体の燃料転換の有効性認知、事業者の事業規模や人的リソース、ノウハウが課題** • **導管部門による払出余力や導管マップの開示は限定的** 【小口需要家へのアプローチ】 • 各社の経営判断のもと、小売部門で新築サブユーザー営業や他燃料需要家への都市ガス提案等の体制を整備	**大手ガス事業者（小売）** • エリア内の需要開拓余地の減少・スイッチング激化により、他事業・他エリアへのビジネス拡大を志向 【大口需要家へのアプローチ】 • エリア近傍の限定的な潜在需要の情報は概ね把握しており、エンジニアリング等を切り口にエリア外に進出 • エリア内ではDCの取り込みやコージェネリプレース等に対応 【小口需要家へのアプローチ】 • 効率性の観点から大手新築サブユーザー向けの営業や既存需要家への電力セット販売等にシフト **大手ガス事業者（導管）** • 託送供給依頼に基づき、効率的な導管網を形成 • 需要創出に向け、**払出余力や導管マップを開示** 【小口へのアプローチ】 • 小売がリーチしていない中小新築サブユーザー営業、他燃料需要家への都市ガス化提案、需要調査等を実施 ※機器・設備や料金の提案が重要な大口の営業は困難

面的な燃料転換等のプロセスごとの課題の整理

- 燃料転換においては、**地方公共団体や産業団地組合等**、**潜在需要家**、**ガス事業者の関与が合意形成に大きな影響を与えている**。
- 燃料転換における意思決定・合意形成におけるプロセス全体の中で、特に入口の段階である関係者による**「認知」が十分でないために、その先のプロセスになかなか進まないといった課題がある**。

＜面的な燃料転換等における意思決定・合意形成プロセスにおける課題＞

需要家の検討フロー	ステークホルダーと役割	課題
①認知 **燃料転換・天然ガスの高度利用がGXに資すること及びその貢献性の認知**	国　：GX政策・方針の策定、発信 地方公共団体：産業団地の検討、GX政策・計画・方針の策定、発信 ガス事業者・エンジニアリング会社：需要家への燃料転換等の需要調査 地方公共団体等への情報発信 産業需要家　：GX方針等の策定	① 政策的位置づけの浸透不足【ガス事業者／エンジニアリング会社／国／地方公共団体／産業需要家】 ② 供給余力など情報提供不足【ガス事業者】
②計画 **燃料転換等事業に関する計画の立案**	地方公共団体：産業団地の調査、協議会の組成 ガス事業者・エンジニアリング会社・ディベロッパー：需要家・地方公共団体の計画策定の技術的支援、補助金を含めた燃料転換・廃熱融通提案、合意形成の牽引 産業需要家　：工場立地、設備の更新・新設検討	① 地方ガス事業者単独での計画作成が困難【ガス事業者】 ② 各者の合意形成の牽引主体の不在【ガス事業者／エンジニアリング会社／ディベロッパー】 ③ 設備更新等のタイミングの不一致【産業需要家】
③投資判断 **環境性・経済合理性の確認**	ガス事業者・エンジニアリング会社：最終の燃料転換提案 ガス供給、導管敷設、機器発注等の準備 産業需要家　：他手段との比較、環境性・経済合理性を踏まえた事業性の評価、契約	① 初期費用（設備・導管費用等）と運用費用を踏まえた事業性の確保 ・石炭/重油と比較した価格優位性 ・カーボンプライシングの予見性
④実行 **燃料転換**	ガス事業者・エンジニアリング会社　：機器・導管等工事 コジェネ・ボイラー等の機器メーカー：機器の製造・納品	① 工期の長期化・人員不足【ガス事業者】

地方事業者における認知度向上に係る取組

- 各脱炭素プロジェクトや産業団地の造成が現場レベルで進められる中、ガス事業者へのヒアリングによると「燃料転換はGXに資する」と認識している地方公共団体は限定的であるといった声がある。
- 実際、地方公共団体と地方ガス事業者における低・脱炭素等に関する協定の項目として「燃料転換」が明確に位置づけられているものは限定的。
- 地方事業者においても、更なる認知度向上に向け、より積極的に働きかける必要がある。

■ガス事業者へのヒアリング結果

質問 **地方公共団体は燃料転換がGXに資する取り組みと認識しているか**

- ✓ 燃料転換とGXを紐づけて考える自治体は少ない。
- ✓ 自治体によって異なる。燃料転換に積極的な自治体もあれば、**合成メタン等に懐疑的**なところもある。
- ✓ 燃料転換の認識はあると思うが、**具体的な行動に繋がってない**。
- ✓ 担当者によって燃料転換の有効性は一定程度理解。自治体全体に浸透していないため**継続的訴求が重要**。
- ✓ 燃料転換を認識しているが、自治体で予算化されるかは別。
- ✓ 都市ガスが環境に良いとの認識はあるが、他燃料の地元業者を優先する自治体もある。
- ✓ GX=CNとして再エネを主と認識しており、燃料転換に対して積極的に投資が必要とは捉えられていない。
- ✓ 燃料転換よりも太陽光などの再エネ電力の拡大等に計画が中心となっている。

■地方公共団体との連携協定の例

協定例

- 脱炭素社会実現に向けた連携協定（宮崎県・宮崎ガス）
- 持続可能なまちづくりを実現するための包括連携協定（丸亀市・四国ガス）
- ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携に関する協定（富士宮市・静岡ガス）
- 包括連携協定（小樽市・北海道ガス）

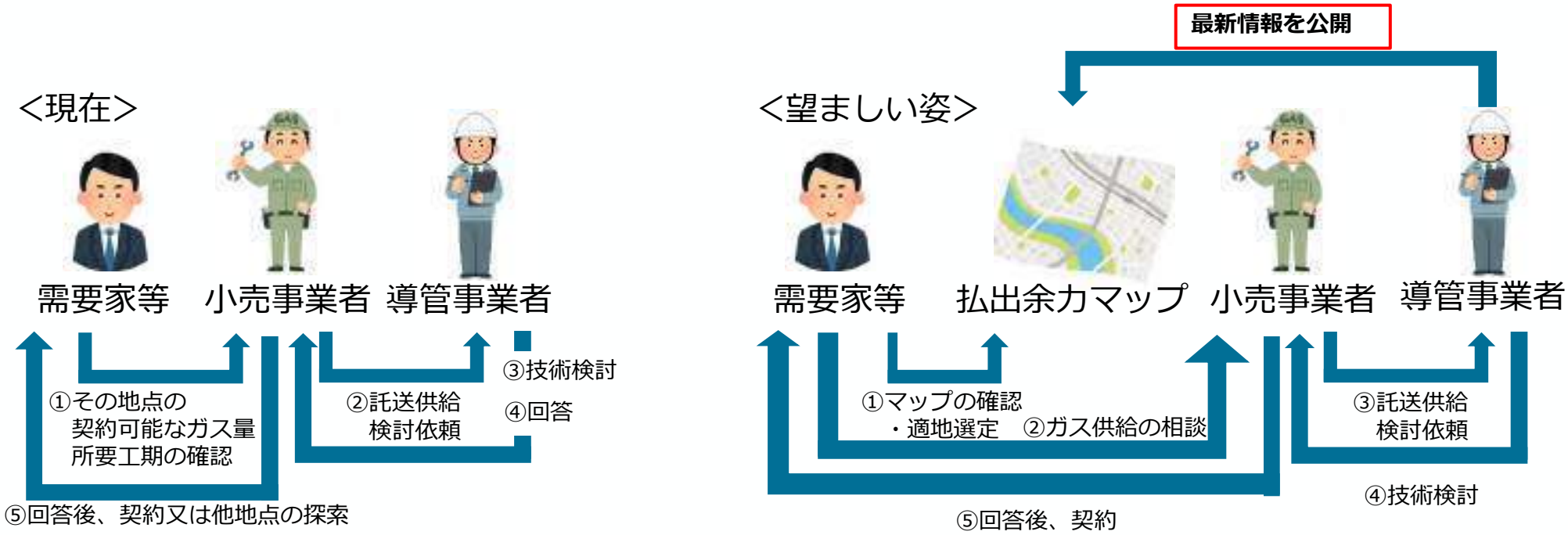
記載例

- ✓ 熱需要の低・脱炭素化に向けた取組みに関する事項
- ✓ 地域事業者に対する脱炭素化支援
- ✓ 脱炭素に関する普及啓発活動
- ✓ 低炭素エネルギーの調達や公共施設等への提供
- ✓ エネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの創出、導入及び利用拡大に関すること。

（参考）大手3社を除くガス事業者9社アンケートによる
エリア内での協定締結数　37件／104地方公共団体

需要家や地方公共団体に対する情報提供

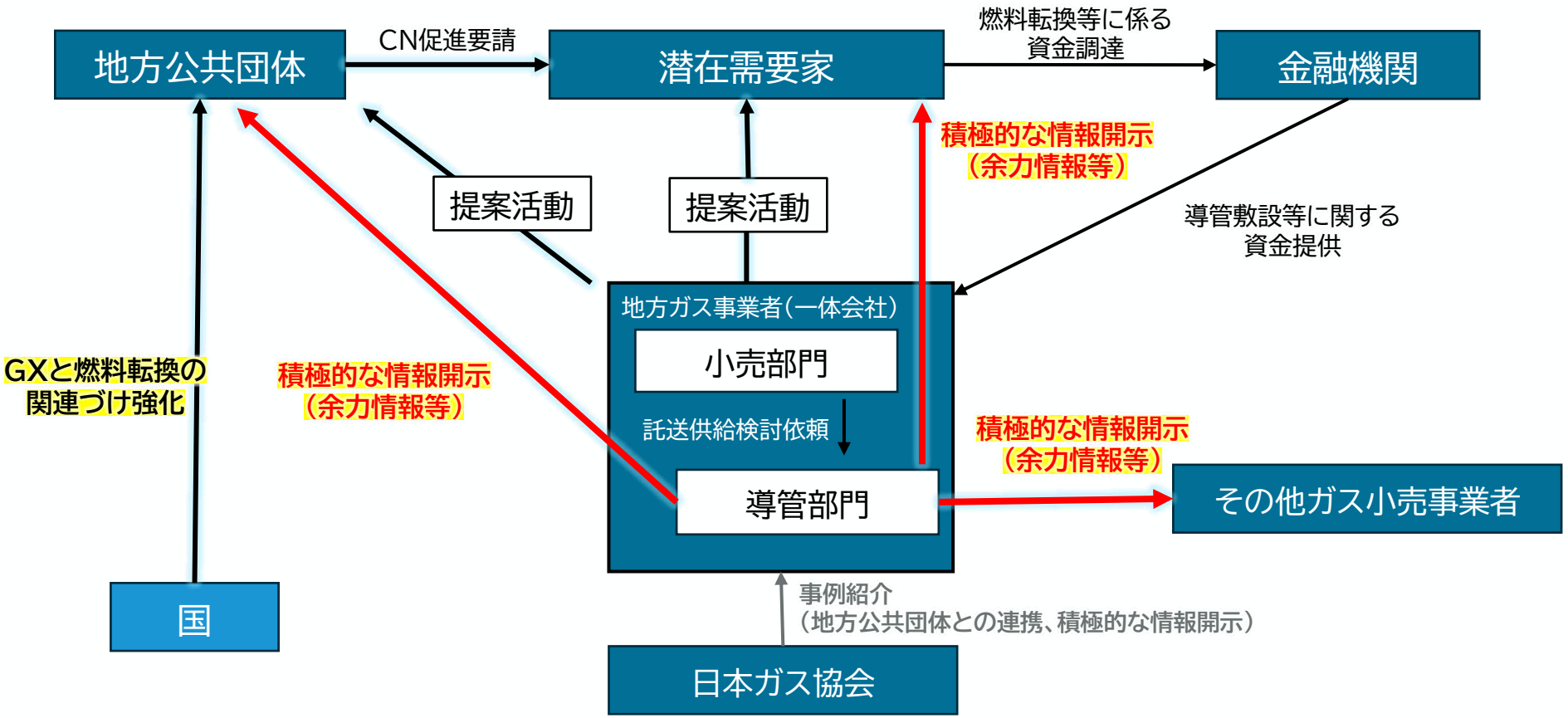
- 需要家や地方公共団体が燃料転換を検討する際、都市ガス導管がどこに存在するのか、どれぐらいの費用がかかるのかの情報が必要。
- 費用については、距離や地形など、考慮すべき項目が多岐にわたるため個別の検討が必要だが、既存の導管敷設状況や払出余力については、ガス導管事業者が把握しているため、需要家や地方公共団体に対して開示することが可能。



地方事業者における認知度向上に係る取組の余地

- 地方エリアにおいて、面的な燃料転換に係る認知度を向上させるため、政府はGXと燃料転換の関連づけを明確にし、事業者においては、潜在需要家だけでなく地方公共団体などに対しても情報開示を行ってはどうか。

＜面的な燃料転換におけるステークホルダーのイメージ＞



需要調査・開拓費の活用状況

- 2017年～2024年の間で需要調査・開拓費制度を活用したガス導管事業者は、9社。2024年度の託送収支においては、9社合計で約49億円の需要調査・開拓費が計上。
- 需要調査費は主に、家庭用の需要調査のために活用されており、デスクトップ調査や現地調査、アンケート調査などの方法がとられている。
- 需要開拓費の活用用途は、新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域や、過去5年以内に敷設された既存の都市ガス導管網などの周辺地域における需要開拓である。需要開拓費を活用する導管事業者が、供給する地域の全てのガス小売事業者に公募している。

＜需要調査費の活用事例＞

②住宅種類別着工戸数の推移



分譲戸建	建築価格上昇および金利上昇の影響により、一次取得層の購入が大幅に減少している。短期的な回復は見込みづらく在庫消化が当面続くと想定され、前年を▲7.7%下回る49,023戸となる見込み。
注文戸建	高価格帯で一部好調な事業者が見られるものの、総じて受注は低迷しており、短期的な着工の増加は見込みづらいことから、前年を▲11.0%下回る42,305戸となる見込み。
木造アパート	土地価格の高騰に伴う相続税対策需要は堅調であるものの、建築費の高騰の影響を受けて前年を▲4.3%下回る78,191戸となる見込み。
賃貸マンション	ファンドや事業者等による取得意欲は旺盛であるが、主要となる立地はホテルやオフィス等の用地取得と競合しやすく、加えて相対的に建築費が安い住宅セグメントではゼネコンの受注意欲が低下していることから、前年を▲5.4%下回る51,788戸となる見込み。
分譲マンション	大幅な建築価格の上昇に伴い、購入可能な実需層は大幅に減少している。一部の都心を除いて売れ行きも低迷しており、在庫も減少しておらず新規着工には慎重さが見られることから、前年を▲20.6%下回る43,021戸となる見込み。

出所：東京ガスネットワークHP　https://www.tokyo-gas.co.jp/network/gaskouri/jyuyokaitaku/seido/pdf/jyuyocyousa_01.pdf

燃料転換の整理方針

- 燃料転換等の推進に向けては、特に地方のエリアにおいて潜在ポテンシャルも高いことから、面的な燃料転換における需要家の認知から実行までのフローをもとに、課題と対応策を整理。
- 「認知」の段階においては、地方ガス事業者の人的リソースの不足等による営業体制の問題に加え、燃料転換や天然ガスの高度利用が我が国のGXに資することが地方公共団体や需要家に浸透していないことや、事業者による情報提供が課題。
- これらの課題に対して、地方ガス事業者だけでなく、国・地方公共団体・大手事業者を含む協創を進めることが解決策になり得る。
- 具体的には、以下の対策を進めることとしてはどうか。
 - **国は、地方公共団体や需要家が天然ガスへの燃料転換はGXに貢献する重要な取り組みであることを認識し、施策や計画に反映することができるよう、審議会や活用可能な既存チャネルを通じ発信を行う**ことで、地方公共団体・需要家・ガス事業者の連携を促す。
 - **ガス導管事業者は、埋設管情報等の認知度向上および、供給状況図（払出余力）の認知度・視認性の向上を図る。**さらに、積極的な情報開示に関わる内容等の**好事例を業界団体がとりまとめ、説明会や情報発信により展開を図る。**

１．燃料転換等の推進

２．2030年度の合成メタン等の導入目標実現に向けた取組

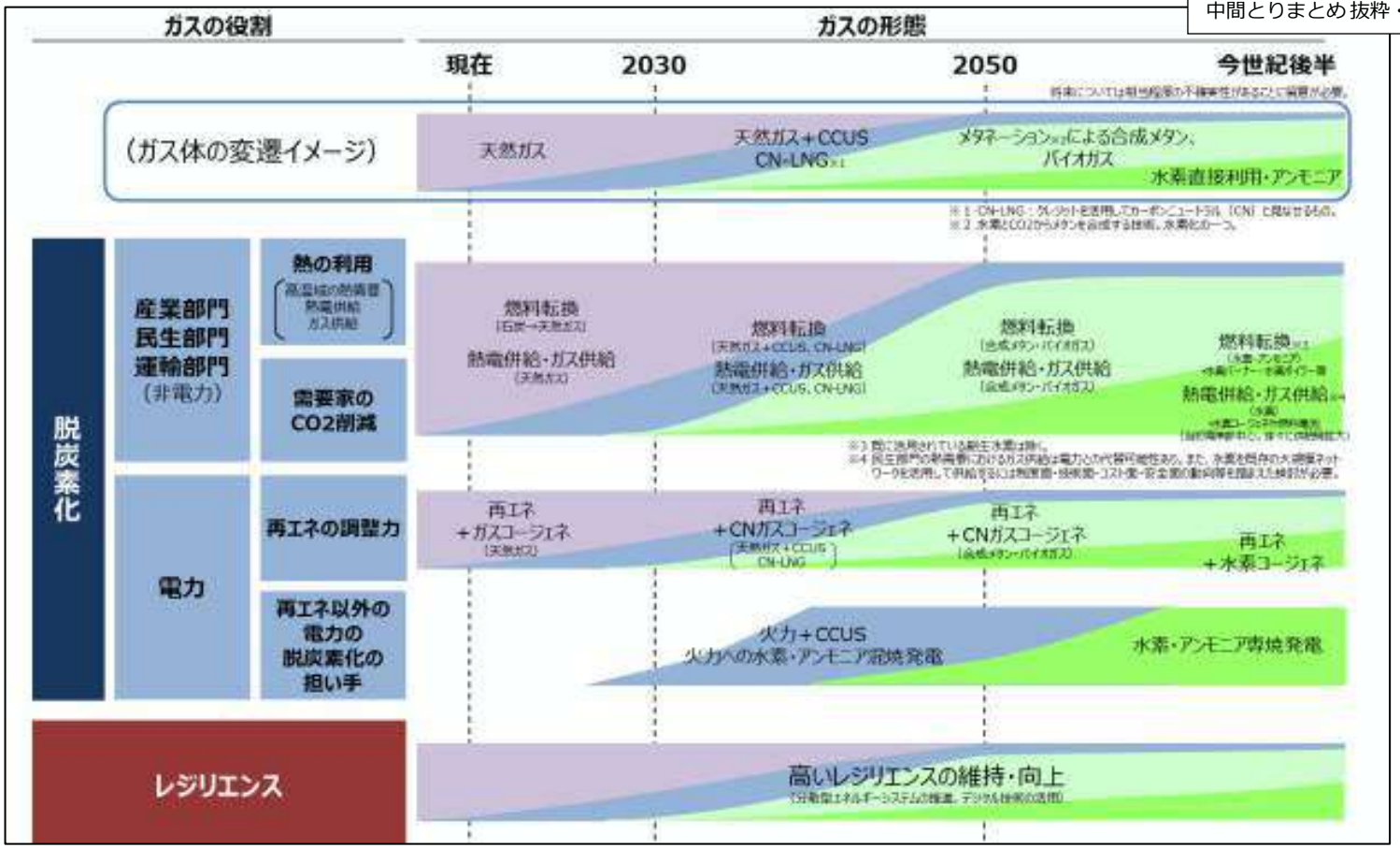
３．合成メタン等における中長期的な取組の推進

４．我が国のGX実現に向けた中長期の政策検討の方向性

我が国のGXに向けた合成メタン等の位置づけ

- **<u>ガス事業が持続可能な形で発展していくためには</u>**、S＋３Eを前提に、**<u>都市ガスの供給が我が国のGX実現に資するものとなることが重要。</u>**
- ガス事業者は、需要家のGXに向けた多様な選択肢を提供することが求められ、先進的な取組を行う需要家に対しては、合成メタンやバイオガスの供給が期待されている。

2021年4月5日
2050年に向けたガス事業の在り方研究会
中間とりまとめ 抜粋・一部加工



合成メタン等の普及に向けた環境整備①

- 2050年カーボンニュートラル宣言を機に、政府として合成メタン等の普及に向けた環境整備を進めている。
- 事業者においても、合成メタン等の導管注入や、海外における合成メタン製造プロジェクトの組成検討、海外産バイオガスのトライアル輸入を行うなど、目標実現に向けた準備を進めている。

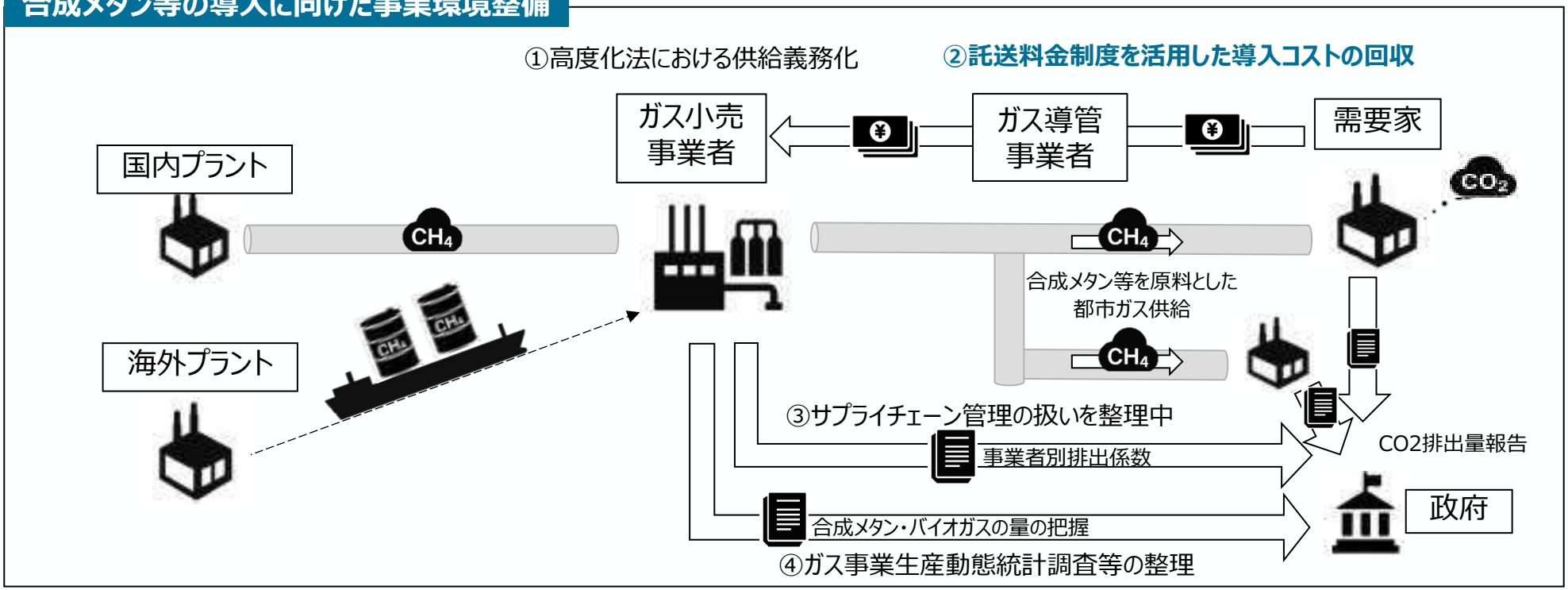
時期	法令・内容
２０２２年４月	東京ガス・大阪ガスの革新的メタネーションに関する技術開発PJが、GI基金事業において採択。
２０２４年10月	水素社会推進法が施行。合成メタンが低炭素水素等として位置づけられる。
２０２５年２月	第7次エネルギー基本計画において、2030年度において、供給量の1%相当の合成メタンまたはバイオガスを導管に注入することを目標として位置付け。
２０２５年４月	地球温暖化対策の推進に関する法律の関連法令において、合成メタンを利用した場合のカウントルールを整備。
２０２５年７月	エネルギー供給構造高度化法の関連法令において、大手三社に対し、合成メタン等の調達と導管の注入に関する計画策定を義務化。
２０２５年７月	ガス事業法の関連法令において、**託送料金制度を活用した費用回収の枠組みを措置。**

合成メタン等の普及に向けた環境整備②

令和8年５月11日
第９回ガス事業環境整備ワーキンググループ資料３より一部修正

- 2030年度１％供給という目標の達成に向けて、①高度化法において供給を義務化（大手三社は、2026年1月に目標達成計画を策定）、②託送料金制度を活用した導入コスト回収の枠組みを措置。

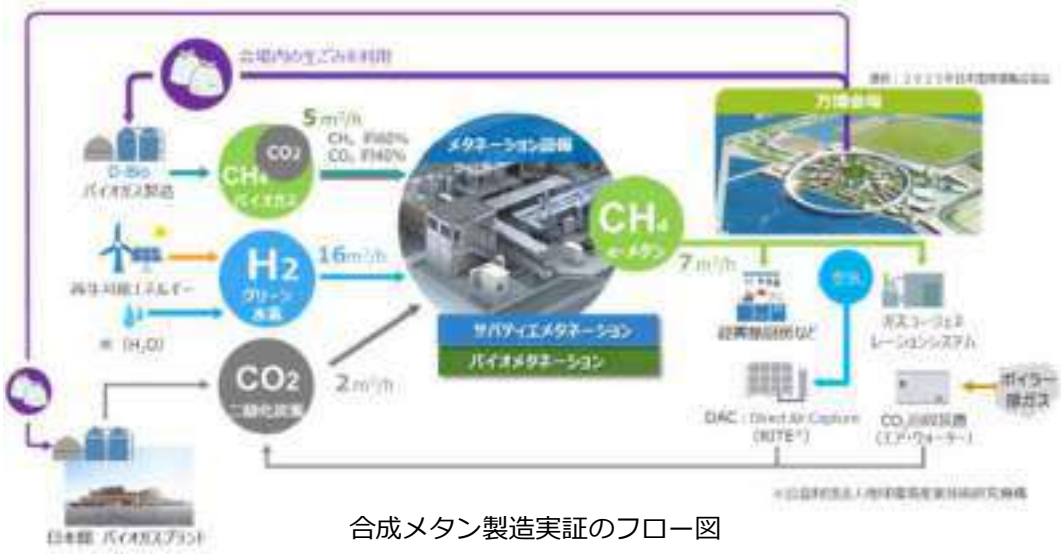
合成メタン等の導入に向けた事業環境整備



国内での合成メタンの取組

- 国内では、複数の事業者がメタネーションの実証を行っており、合成メタンの導入に向けた取組が着実に進展。

【大阪・関西万博（大阪）】



合成メタン製造実証のフロー図

<出所>大阪ガスのHP

- **大阪ガス、大阪市、大阪広域環境施設組合**が参画。
- 大阪市此花区のゴミ焼却工場（舞洲工場）の敷地内にて、**再エネ由来水素と生ゴミから得られるバイオガス**から、合成メタンを製造する計画を2022年度より実施。
- 2025年4月より、**万博会場で生じる生ゴミ由来のバイオガスから合成メタンを製造**し、会場内の熱供給設備等で利用された。

【INPEX長岡鉱場（新潟）】



施工中のメタネーション試験設備の外観

<出所> INPEXのHP

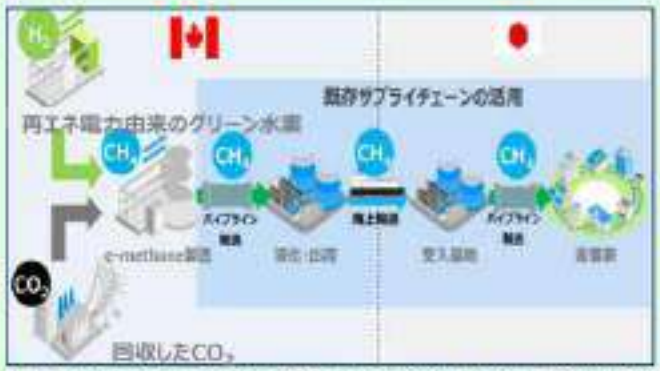
- **INPEX、大阪ガス、名古屋大学**が参画。
- **新潟県長岡市の油ガス田から発生する随伴CO2と再エネ由来の水素**により合成メタンを製造し、2026年２月に実証運転を開始。
- 現在は、実証実験及び合成メタンの導管注入を実施中。

海外での合成メタンの取組

- 大手三社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）を中心に、合成メタン導入に向けたプロジェクトを検討中。

カナダ・マニトバ州における e-メタン事業開発PJ（東京ガス）

場所	カナダ・マニトバ州ブランドン
事業者	東京ガス、テラルタ社
数量	約30,000トン/年 （2030年度）
スケジュール	**最終投資決定（FID）**：2026年度から2027年度前半を想定 **運転開始日（COD）**：2030年度内を想定
原材料	カナダの豊富な水力発電由来の電力に基づく副生グリーン水素と、工業由来CO_2の利用を想定



出典：2025年11月19日 ガス事業環境整備WG 東京ガス資料

米国・ネブラスカ州における e-メタン製造事業 Live Oak PJ（大阪ガス・東邦ガス）

場所	米国・ネブラスカ州
事業者	大阪ガス、東邦ガス、伊藤忠商事、トタル・エナジー、ＴＥＳ
数量	約75,000トン/年 （2030年度）
スケジュール	**最終投資決定（FID）**：2027年度内を想定 **運転開始日（COD）**：2030年度内を想定
原材料	再生可能エネルギーにより生成するグリーン水素とバイオエタノール工場から回収するバイオマス由来のCO_2を原料に製造



出典：2025年12月8日 ガスエネルギー新聞
「米ネブラスカでe-メタン/大阪ガス、東邦ガス、伊藤忠」



出典：2025年12月2日 メタネーション推進官民協議会 大阪ガス資料

（出所）日本ガス協会作成

国内でのバイオガスの取組

令和８年１月23日
第６回ガス事業環境整備WG 資料3-1 より抜粋

- **バイオガスとは、バイオマス由来の燃料ガス**で、汚泥・汚水やゴミ、家畜等の排出物、エネルギー作物などのメタン発酵により発生するガス。
- **都市ガスとの親和性が高く、地域資源を活用したガス体エネルギーの脱炭素化に資する**ため、地域におけるバイオガス供給に向けた取組も進められている。
- 都市ガス利用の実例はあるものの、**立地面や投資コストの制約**、さらに**自治体との連携が必要であり、全国的には取り組みが進んでいない**。



海外でのバイオガスの取組

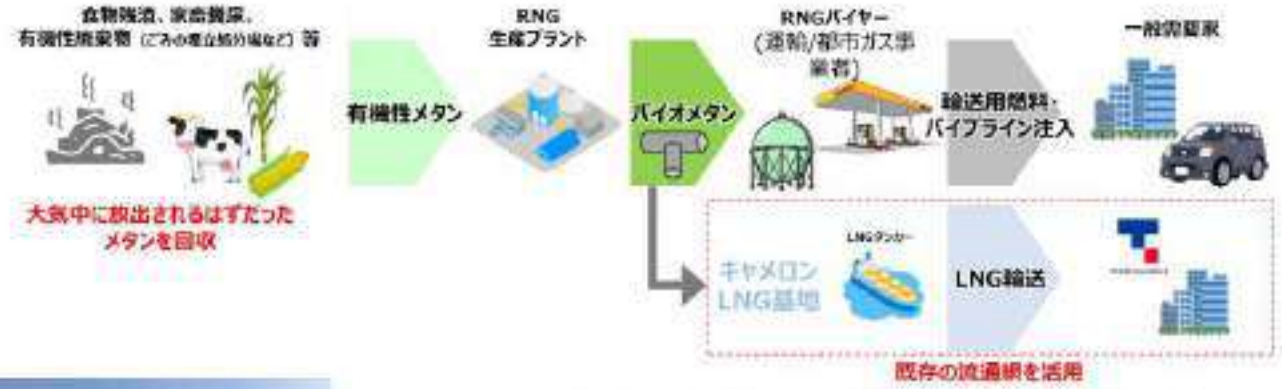
令和７年６月18日
第14回 メタネーション推進官民協議会
資料６－２より抜粋

2. 国内外バイオメタンの取組み

TOKYO GAS GROUP

- 当社はこれまで国内においてバイオエナジー城南島食品リサイクル施設等において下水消化ガス、食品残さ等からバイオメタンを製造し、都市ガス導管に注入するなどの取組みを進めてきた。
- 最近では、カーボンニュートラルガスとしてのポートフォリオを拡充すべく、**市場が活性化している米国から2024年3月にバイオメタン（RNG）を日本で初めて輸入を実現。一部のバイオメタンは既に東京ガス自社ビルに供給済。**
- 今後のさらなる拡大に向けて、**製造量が多く、かつLNG輸出インフラも整った米国産バイオメタンの本格的な導入を推進していく。**

海外バイオメタン（RNG）のバリューチェーン



海外バイオメタン（RNG）の輸入



受け入れ時のLNGタンカーの写真

- 米国ごみ埋め立て地から発生するバイオガス由来のバイオメタン約4万m^3（気体換算）を天然ガスの一部とみなして液化（LNG化）し、24年3月に東京ガス扇島LNG基地にて国内初となる受け渡しを実施。
- **24年12月に輸入した一部のバイオメタンを東京ガス関内ビルに供給。**
- **25年2月には米国からの2回目のバイオメタン輸入を実施。東京ガス袖ケ浦LNG基地にて受け渡しを行った。**

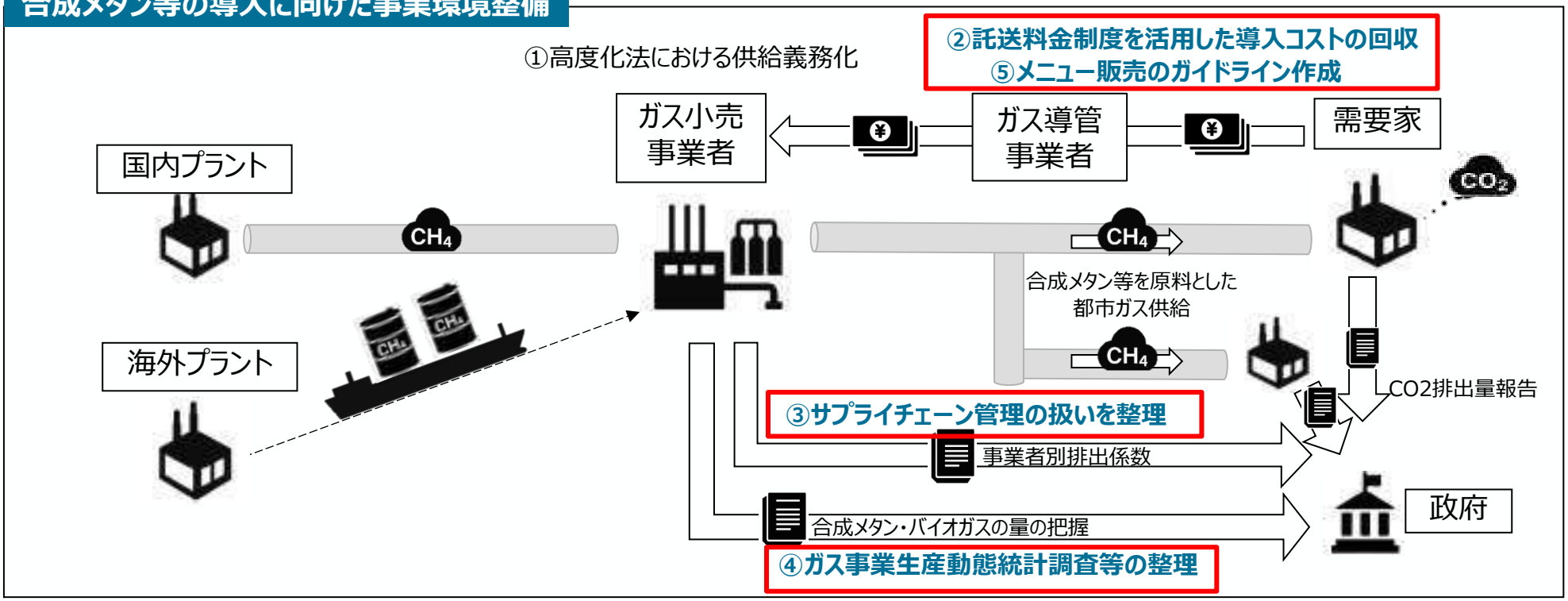
Copyright © TOKYO GAS CO., LTD. All Rights Reserved.

3

合成メタン等の普及に向けた環境整備③

- これまで合成メタン等の普及のための環境整備を行ってきたが、引き続き2030年度の目標実現のためには、**措置すべき課題が残っている**。足元では託送料金制度を活用した費用回収の枠組みの詳細な運用設計や、海外から合成メタン等を調達する場合の要件整理、ガス事業生産動態統計調査の見直し、メニュー販売における排出削減価値の訴求方法の整理（ガイドライン作成）を行っている。

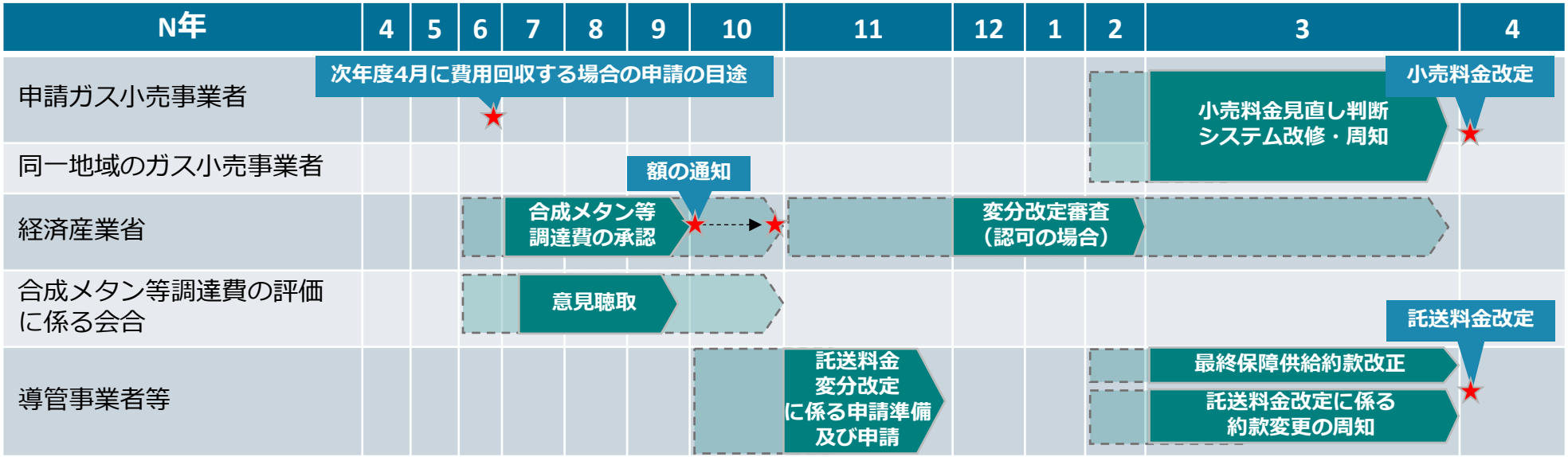
合成メタン等の導入に向けた事業環境整備



託送料金制度を活用した調達費回収の枠組みの運用設計

- 合成メタン等調達費による託送料金の改定が、同一の地域内で複数回発生する場合、地域内のガス小売事業者は、ガス料金改定、需要家周知及びシステム対応等を要し、社会的コスト増大や需要家の混乱等から、需要家の利益を棄損する懸念がある。
- 需要家や地域内のガス小売事業者への影響を最小限に留め、地域内の料金を安定させる観点から、**合成メタン等調達費による託送料金改定を一律に注入年度の4月から実施できることが望ましい**。そのため、**初回及び定期申請時のスケジュール例は、以下とする予定**。

＜初回及び定期申請のスケジュール例＞



※今後、標準処理期間の改訂があれば反映

海外から輸入する際のサプライチェーン要件

- 合成メタン等を海外から調達する際、経済合理性を鑑みると既存のパイプライン、タンク等でLNGと混合して輸入することが現実的かつ合理的である。
- 第15回メタネーション推進官民協議会において、海外から合成メタン等が届いているとみなすためには、
 - サプライチェーンが閉じており、入りと出が明確であること
 - 海外で調達した量と輸入時の量が整合していること
 - 排出削減価値の二重主張が防止されていること

 について確認が必要と整理をおこなった。
- 第16回の協議会では、具体的な証跡として、**契約書やインボイス等を確認することで、海外から輸入した合成メタン等が日本に届いているとみなすことができると整理。**
- 令和７年度から、ＳＨＫ制度における算定方法検討会において、海外から調達した合成メタン等を含む合成燃料等のサプライチェーン管理についてＳＨＫ制度における取り扱いの検討を開始している。算定方法検討会の議論の結果について令和９年度のSHK制度の報告から反映される予定

ガス事業生産動態統計調査

- **<u>合成メタン・バイオガス・水素は、ガス事業生産動態統計(基幹統計)において</u>**「その他」として**<u>既に報告され始めている</u>**。今後、その供給実態を正確に把握し、ガス事業に関する施策検討のため、統計調査票の見直しが必要。
- 調査票様式を改定し、「その他」の項目を**<u>「合成メタン」「バイオガス」「水素」「その他ガス」に再整理</u>**する予定。

＜様式 1－1（月次）（現行）＞

ガス事業生産動態統計調査票より一部抜粋

Ⅰ 原料

		液化天然ガス（トン）	天然ガス（立方メートル）	液化石油ガス（トン）	その他（種別：（単位：
受入	海外購入量				
受入	国内購入量				
自家生産量					
消費	ガス化用				
消費	加熱用				
消費	その他用				
消売り	ガス事業者向け				
消売り	その他				
月末在庫					

Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳　（単位：1，000メガジュール）

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天然ガス			
気化後液化石油ガス			
その他石油系ガス			
その他ガス			

＜様式 1－2(四半期)（現行）＞

Ⅲ 原料　（単位：千円）

		液化天然ガス	液化石油ガス	その他（種別：）
受入	海外金額			
受入	国内金額			

合成メタン等の販売における情報開示について

- 合成メタン等を活用した都市ガスのメニュー販売においては、**健全な競争環境の確保と需要家の保護のため、供給側において一定のルールを設けることが必要**。
- 特定メニューの販売が進んでいる電力においては、電力の小売営業に関する指針において、販売する電力の電源構成や、非化石証書の使用状況を開示することが望ましいと整理されている。
- そこで、合成メタン等を活用した特定メニューを販売する場合についても、電力の小売営業に関する指針を参考に、**ガスの小売営業に関する指針に記載することとしてはどうか。**

＜主な改訂項目案＞

合成メタン等の特性を訴求するメニューを販売する場合の適切な開示の方法

◆　合成メタン等の特性を訴求するメニューを販売する場合の開示に関する基本的な考え方

ガス小売事業者が合成メタン等の特性を用いて都市ガスの排出係数を調整するメニュー（以下「合成メタン等の特性を訴求するメニュー」という。）を販売する場合には、需要家がガス小売事業者やガス料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、これら他の要素も比較した上で選択することが可能となるため、**供給側が合成メタン等の特性を訴求するメニューの情報を開示し、需要家がガス小売事業者の選択を通じて積極的にガスの選択を行うことには一定の意義があると考えられる。**

◆　望ましい行為

ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて**需要家に対する合成メタン等の特性を訴求するメニューの情報の開示を行うこと**（その際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること）が望ましい。

◆　問題となる行為

ガス小売事業者が供給するガスについて、**合成メタン等の特性を有しないにもかかわらず、あたかも合成メタン等の特性を有するかのように販売することは、需要家の誤認を招く可能性があり問題**となる。

2030年度の目標実現に向けた取組まとめ

- 本WGにおいては、これまで進めてきた「2030年度の合成メタン及びバイオガスの導入目標に向けた取組」について、一定の評価が示された。
- **2030年度の合成メタン・バイオガス１%導管注入目標の達成に向けては、従来の取組を着実に推進していくことが重要**。
- 託送料金制度やSHK制度、小売ガイドライン等の制度関連の整備が着実に進んでおり、引き続き、ガス事業者においては、**合成メタンやバイオガスに係る認知度向上や需要家拡大に向けた周知活動に期待したい**。

１．燃料転換等の推進

２．2030年度の合成メタン等の導入目標実現に向けた取組

３．合成メタン等における中長期的な取組の推進

４．我が国のGX実現に向けた中長期の政策検討の方向性

合成メタン等の更なる普及に向けて

- 足元では、2030年度の目標実現に向け、大手三社を中心として、官民で連携し事業環境を整備してきた。また、大手三社以外の地方のガス事業者においても、国内バイオガスの活用やメタネーションの実証が進められている。
- 今後は、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、2030年以降の取り組みも検討が必要である。
- 政府としては、**技術開発の支援やオンサイトメタネーション等の事業規制緩和、国産のバイオガスの利用に向けた他省庁との検討、証書制度の実証、都市ガスの標準熱量の検討**など、引き続き環境整備に取り組んでいる。
- 他方、国際動向に目を向けると、中東情勢の緊迫化など地政学リスクの高まりや、米国のパリ協定脱退、MARPOL条約改正（GHG排出削減対策）の延期など、**今まで以上に不確実性が高まっている。**
- このような環境下においても、**2050年カーボンニュートラル実現に向けて、ガス事業者は合成メタン・バイオガスに係る取組は、2030年度以降も着実に進めることが求められている**。

革新的メタネーションの技術開発と社会実装

- これまで、合成メタンのコスト低減に向けては、メタネーションの既存技術である**サバティエ反応を活用した装置の大型化と、革新的メタネーション技術の研究開発という二本柱**により、社会実装に向けた技術開発を推進してきた。
- サバティエ反応については、技術自体は成熟しており、需要家に対し早期に合成メタンを供給することが可能。しかし、反応触媒の改善など、まだコスト低減の余地があると考えられ、引き続きNEDO交付金を活用するなど実証を進めることで、競争力強化に向けた取組が期待される。
- 革新的メタネーション技術については、第7次エネルギー基本計画に「2030年の基盤技術の確立、2040年代の大量生産技術の実現を目指し、引き続き、技術開発に取り組む。」と記載されている。東京ガス、大阪ガスのGI基金を活用した技術開発は、ステージゲートを通過し予定通り継続中。
- 合成メタン等の普及に向けては、**足元の量の確保という観点からは、サバティエ反応を用いた合成メタンやバイオガスを活用し、中長期では革新的メタネーション技術を用いた合成メタンの供給が期待される。**

研究開発の動向｜革新的技術によるメタネーションの技術開発動

- グリーンイノベーション（GI）基金を活用し、**生産効率を飛躍的に高める革新的メタネーションの基盤技術確立に向けた技術開発を実施中**。3年ごとに事業の継続可否を判断するための審査（ステージゲート）が設けられており、審査を経て2025年1月に東京ガスと大阪ガスの**取組が通過し、事業の継続が決定**。
- 技術開発にとどまらず、**将来的な市場投入や制度整備を見据えた社会実装の具体化を重視**しており、有識者や事業者等からなる委員会(非公開)において、**導入シナリオや課題の整理を実施**。



ラボスケールでの合成メタン製造の総合的エネルギー変換効率60%以上の実現



SOEC（大阪ガス）
メタン製造0.1Nm3/h級



ハイブリッドサバティエ
（東京ガス）
メタン製造0.02Nm3 /h級

ベンチスケールでの合成メタン製造の総合的エネルギー変換効率、60%以上の実現





SOEC（大阪ガス）
メタン製造10Nm3/h級



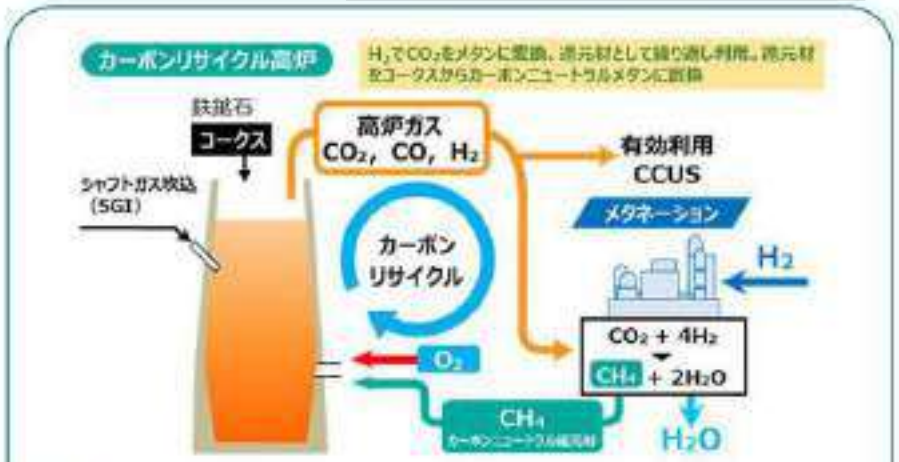
ハイブリッドサバティエ
（東京ガス）
メタン製造1Nm3/h級

出所：各社HP及び各社提供写真

オンサイトメタネーションの取組状況

- 合成メタンの利用方法は、都市ガスとしての供給だけでなく、**<u>需要家の敷地内で製造し、自家消費する、オンサイトメタネーションという方法も有力</u>**。都市ガス導管のつながっていない地域などでの活用が期待される。

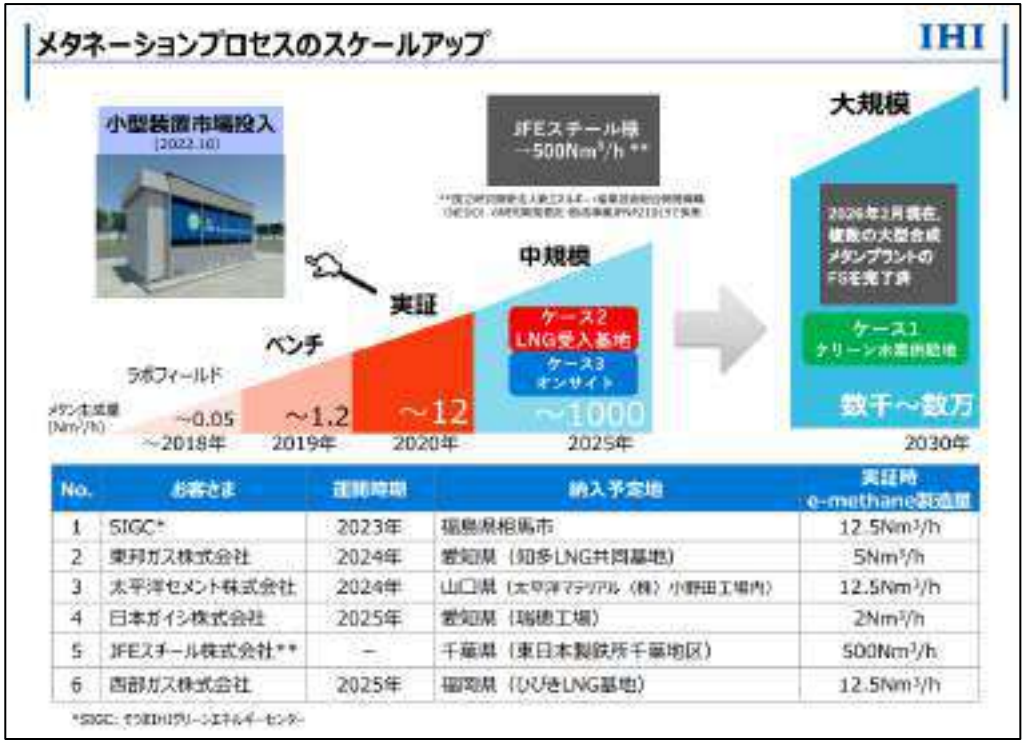
「トランジションファイナンス」に関する ガス分野における技術ロードマップ　2025年11月更新



【概要】

- JFEスチールがIHI及びIHIプラントと約500Nm3-CO2/h級のメタネーション設備を活用し、メタンを還元材として使用するカーボンリサイクル高炉技術を実証中。
- グリーンイノベーション基金事業の「製鉄プロセスにおける水素活用プロジェクト」において「外部水素や高炉排ガスに含まれるCO_2を活用した低炭素化技術等の開発」に取り組んでいる。

第16回メタネーション推進官民協議会 資料5-4抜粋



No.	お客さま	運転時期	納入予定地	実証時 e-methane製造量
1	SIGC*	2023年	福島県相馬市	12.5Nm³/h
2	東邦ガス株式会社	2024年	愛知県（知多LNG共同基地）	5Nm³/h
3	太平洋セメント株式会社	2024年	山口県（太平洋マテリアル（株）小野田工場内）	12.5Nm³/h
4	日本ガイシ株式会社	2025年	愛知県（瑞穂工場）	2Nm³/h
5	JFEスチール株式会社**	–	千葉県（東日本製鉄所千葉地区）	500Nm³/h
6	西部ガス株式会社	2025年	福岡県（ひびきLNG基地）	12.5Nm³/h

*SIGC：

オンサイトメタネーションにおける事業規制の在り方について

- オンサイトメタネーションは、**バックアップ機能が期待される都市ガスの活用の裾野を広げる取組**として、今後普及が見込まれる。
- バイオガスはガス生産時の余剰ガスと見なせることから、**バイオガスをオンサイトに供給する事業者はガス事業法の第105条で規定している準用事業者として整理**され、**ガス事業法における保安を確保しながら、ガス事業の登録等の事業規制が緩和**されてきた。合成メタンはガス生産時の余剰ガスではないものの、**バイオガスのオンサイト供給事例と同様に、産業用のオンサイト供給が想定**される。
- 今回、ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用を見直し、**オンサイトメタネーションの供給についても準用事業者として整理し、ガス事業の登録等の事業規制を緩和**することもありうるのではないか。

（改正のイメージ）

○**ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用**

８「第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業」関係

規則第百六十七条に規定する**「生産工程、資本関係、人的関係等における関係」**とは、以下のとおりとする。

①　以下の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する場合

（イ）「生産工程、資本関係、人的関係等」とは、次のいずれかの関係がガスを供給する事業を営む者と供給の相手方との間に安定的に存在すること。なお同上に規定する「等」とは国内のガス田をガス供給者と共同して開発した場合をいう。また自己の社宅や同一地方公共団体における他部門に対するガス供給は自家消費として整理する。

（ⅰ）**生産工程において、ガス供給者と同一構内又は同一コンビナート地域に存する者であって、ガス供給者との間に原材料（蒸気等のユーティリティーを含む。）の供給等生産工程上相当程度依存関係がある**こと。

（ⅱ）資本関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の直接出資がなされていること。

（ⅲ）人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること

（ⅳ）（ⅰ）から（ⅲ）までに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。

（ロ）**ガス生産設備等を所有し、自ら採取若しくはガス供給の相手方と同一構内又は同一コンビナート地域で製造されたガス（自己の生産に係る余剰のガスを含む）を他者に供給する**こと。

○ガス事業法(昭和29年法律第51号)

（定義）

第二条　この法律において「小売供給」とは、**一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること**（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。）をいう。

２ この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）をいう。

3～13　（略）

（ガス事業以外のガスの供給等の事業を行う者に対するガス工作物に係る規定の準用）

第百五条　第二十一条第一項及び第二項、第二十五条、第三十条第二項、第三十一条並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、政令で定めるところにより、**ガス事業以外のガスを供給する事業**又は自ら製造したガスを使用する事業（これらの事業について鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。第百七十五条において「水素等供給等促進法」という。）第四章第三節の適用を受ける場合にあつては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。）を行う者（以下「準用事業者」という。）に関し準用する。この場合において、第三十二条第四項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、同条第五項中「前項各号」とあるのは「前項第一号」と読み替えるものとする。

○ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)

（ガス事業以外のガスを供給する事業）

第百六十七条　**生産工程、資本関係、人的関係等における関係から、密接な関係を有する者と認められるものに対してガスを供給する事業は、法第百五条のガス事業以外のガスを供給する事業に該当する**ものとする。

○ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用

８「第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業」関係

規則第百六十七条に規定する**「生産工程、資本関係、人的関係等における関係」**とは、以下のとおりとする。

①　以下の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する場合

（イ）「生産工程、資本関係、人的関係等」とは、次のいずれかの関係がガスを供給する事業を営む者と供給の相手方との間に安定的に存在すること。なお同上に規定する「等」とは国内のガス田をガス供給者と共同して開発した場合をいう。また自己の社宅や同一地方公共団体における他部門に対するガス供給は自家消費として整理する。

（ｉ）**生産工程において、ガス供給者と同一構内又は同一コンビナート地域に存する者であって、ガス供給者との間に原材料（蒸気等のユーティリティーを含む。）の供給等生産工程上相当程度依存関係がある**こと。

（ⅱ）資本関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の直接出資がなされていること。

（ⅲ）人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること

（ⅳ）（ｉ）から（ⅲ）までに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。

（ロ）**ガス生産設備等を所有し、自ら採取若しくは製造するガス（自己の生産に係る余剰のガス）を他者に供給する**こと。

国産バイオガスの都市ガス利用の検討

- バイオガスは、グローバルに存在する資源であるが、その潜在量は限られており、将来的な価格上昇が考えられる。また、国内にもバイオガスは一定程度存在しており、熱エネルギーをそのまま利用できる点から、都市ガスへの利用が期待されるが、現在は主にFIT/FIP制度を活用した発電用途に用いられている。
- 政府としても、第7次エネルギー基本計画において、エネルギーの地産地消の重要性について言及しており、バイオガスの活用は地域のレジリエンス性を高め、脱炭素化を後押しするものと位置づけられている。
- ガス事業においては、2030年度の１％供給という目標達成のみならず、中長期での政策を検討する上でも、海外からのバイオガス調達だけでなく、**国内の未利用バイオガスやFIT/FIP制度による支援期間終了後のバイオガスの有効活用が重要**。
- 経産省としても、**国交省や環境省と積極的に連携を行い、廃棄物処理施設や下水処理場などから生成されるバイオガスの利活用の検討を開始してはどうか**。

（再掲）国内でのバイオガスの取組

令和８年１月23日
第６回ガス事業環境整備WG 資料3-1 より抜粋

- **バイオガスとは、バイオマス由来の燃料ガス**で、汚泥・汚水やゴミ、家畜等の排出物、エネルギー作物などのメタン発酵により発生するガス。
- **都市ガスとの親和性が高く、地域資源を活用したガス体エネルギーの脱炭素化に資する**ため、地域におけるバイオガス供給に向けた取組も進められている。
- 都市ガス利用の実例はあるものの、**立地面や投資コストの制約**、さらに**自治体との連携が必要であり、全国的には取り組みが進んでいない**。



合成メタン等の証書制度

- 我が国の都市ガス導管は、国土の約６％に留まり、また各地域で分離している。他方、都市ガスの産業需要家は全国に存在し、またガス事業者の多くは中小規模である現状を鑑みると、合成メタン等の現物を需要家に届けることは難しく、実現のためにはコストが高くなるなど、合成メタン等の普及を妨げる要因になることが考えられる。
- このような事業環境下では、現物供給の他に、排出削減価値のみを移転・購入する方法が有効。第9回ガスWGでは、その手法の一つとしてクレジット制度に関する取組をご紹介させていただいた。今回は、証書制度に関する取組をご紹介させていただく。
- 現在、Scope1の排出削減に利用可能な証書は、国際的に見ても少ない。そのような中で、我が国においては、日本ガス協会において、ボランタリーなクリーンガス証書の運用が開始されている。SHK制度で認められた証書制度の早期実現が、合成メタン等の普及に必要との考えのもと、政府としても、**SHK制度における適用も視野に入れ、**2025年度より、**液体燃料と気体燃料を対象にクリーン燃料証書制度の検討を開始した。**

今年度のクリーン燃料証書実証について

- 2025年度は、都市ガスの供給事業者、需要家双方にヒアリングを行い、証書制度のニーズや、証書に期待することについてヒアリングを行った。
- **2026年度は、液体燃料においてはHVOを対象に、気体燃料においては合成メタン等を対象に、**実際に証書化から償却までの一連の流れを**実証し、課題の洗い出しを行う**。
- 実証にあたっては、実際に合成メタン等を製造、調達する事業者（供給側）と、証書を調達する事業者（需要側）の参画が不可欠。**ガス事業者においては積極的な参画に加え、需要家を巻き込んだ気運醸成への協力が期待される**。
- 実証の検討状況については、必要に応じて本ワーキングでも進捗を報告し、合成メタン等における検討の方向性についてご意見をいただくこととしてはどうか。

都市ガスの標準熱量の検討

- 標準熱量※の在り方については、過去のガス事業制度検討ワーキングにおける議論を受け、2021年３月の「熱量バンド制に関する検討の結論」において、「**現時点では40MJ/㎥へ標準熱量を引き下げることが合理的である**」との結論が出ており、その**検証を2025年頃に実施することとされた**。

 ※都市ガスの標準熱量については、各導管事業者の託送供給約款において定められている。

- 他方、その後、第7次エネルギー基本計画（2025年2月閣議決定）において、天然ガスはカーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源であることが位置付けられたことや、日本ガス協会のガスビジョン2050（2025年6月策定）における2050年の合成メタン等の導入見通しが新たに示されたことを踏まえ、**将来的に標準熱量を40MJ/㎥へ引き下げることの合理性について、改めて検討を行う必要がある**。

- そこで、政府としても本WGとは別の場において、導入シナリオを複数仮定した際の標準熱量や移行コストなどについて整理した上で、必要に応じて本ワーキングでも標準熱量の在り方についてご議論いただくこととしてはどうか。

第7次エネルギー基本計画　該当部分抜粋

ガスの熱量制度については、合成メタンが脱炭素化の有望な選択肢であることも踏まえつつ、変更にあたっての対策コスト・移行期間、低炭素化効果、脱炭素技術の進展状況・価格等の事情を総合的に考慮すれば、現時点では、２０４５～２０５０年に標準熱量を４０ＭＪ／㎥へ移行することが最適である。なお、移行する熱量制度については、２０３０年に確定することを目指し、都市ガスのカーボンニュートラルの実現に向けた取組の進展や家庭用燃料機器の対応等の状況を踏まえ、必要に応じて、ガスシステム改革の検証の一環として検証を行う。

１．燃料転換等の推進

２．2030年度の合成メタン等の導入目標実現に向けた取組

３．合成メタン等における中長期的な取組の推進

４．我が国のGX実現に向けた中長期の政策検討の方向性

我が国のGXへのガス事業の貢献に向けた検討

- 本日ここまでは、第９回ガスWGで整理した「③合成メタン等への燃料代替」に限定して取り組むべき政策を提示させていただいた。
- 他方、これまでの議論では、中長期的な対応の在り方として、「③合成メタン等への燃料代替」を中心に据えて議論を行ってきたが、我が国のGXへガス事業が貢献するためには、供給規模や需要構成など特徴が異なる**地方事業者も含め、現実的なトランジションの達成を目指し、脱炭素の取組を促す必要がある**。そのため、「①燃料転換による低炭素化」や「②環境価値を用いた脱炭素化」も併せ、**多様な手段を組み合わせて検討を行うことが重要となる**。
- また、我が国のGX実現に向けては、引き続き事業者による積極的な活動と、業界全体での協創など、全国大での多様な取り組みが重要であり、政府としても、**ガス事業の貢献を最大化するため、各施策の整合性と相互の接続性を踏まえつつ、あらゆる措置を総合的に検討する必要**がある。
- 中長期の政策を検討するにあたって、世界情勢や事業環境の変化を踏まえて、ガス事業者の取組み状況や需要家の取組み状況を整理し、**我が国のGXへのガス事業の貢献や、2050年のＣＮ実現に向けて、深めるべき論点や議論すべき視点、要素が何かについて検討**してはどうか。

高度化法における目標設定について

- 2024年8月の電力・ガス基本政策小委員会において、大手三社が高度化法の目標達成計画義務対象者と整理された。
- 当時対象者の要件については、１）大量のエネルギー供給、２）供給量のシェア、３）投資負担の需要性、の３つの観点から検討がなされ、引き続き、「前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億メガジュール以上」とすることとされた。

第79回電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 資料７より抜粋

③義務対象者について

日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進する観点から、都市ガスを製造して供給している事業者は合成メタンやバイオガスといった非化石エネルギーの導入に努めるべきであり、**引き続き、可燃性天然ガス製品の製造（第三者委託を含む）をして供給するガス小売事業者又は一般ガス導管事業者を特定エネルギー供給事業者として判断の基準となるべき事項を定める**。

さらに、計画作成事業者（判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき、必要な措置をとるべき旨の勧告等を行う対象）については、
１）大量のエネルギーを供給している事業者であること、
２）対象となる事業者によるエネルギー供給が、当該事業によるエネルギー供給の相当程度を占めるものであること、
３）投資負担に耐えられないような事業者は含めないこと
といったこれまでの考え方を踏まえると、引き続き、**前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億メガジュール以上の事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象）**とする。

なお、今回措置する**短期的な目標に向けた規制・制度については、2030年頃を一つの区切り**として、それ以降に向け、民間事業者のプロジェクトの進捗や、技術革新の進展、カーボンプライシング制度の検討状況等を踏まえ、**中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度の具体的な検討を進める**こととする。その際には、特定の事業者のみならず**全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から検討する**。

世界の温室効果ガス（GHG）排出量の動向と各国の排出削減目標

- 国連環境計画（UNEP）の報告書によると、2023年の世界全体のGHG排出量はCO_2換算で前年と比べて約1.3%増加し、過去最高水準となる571億トンに達している。

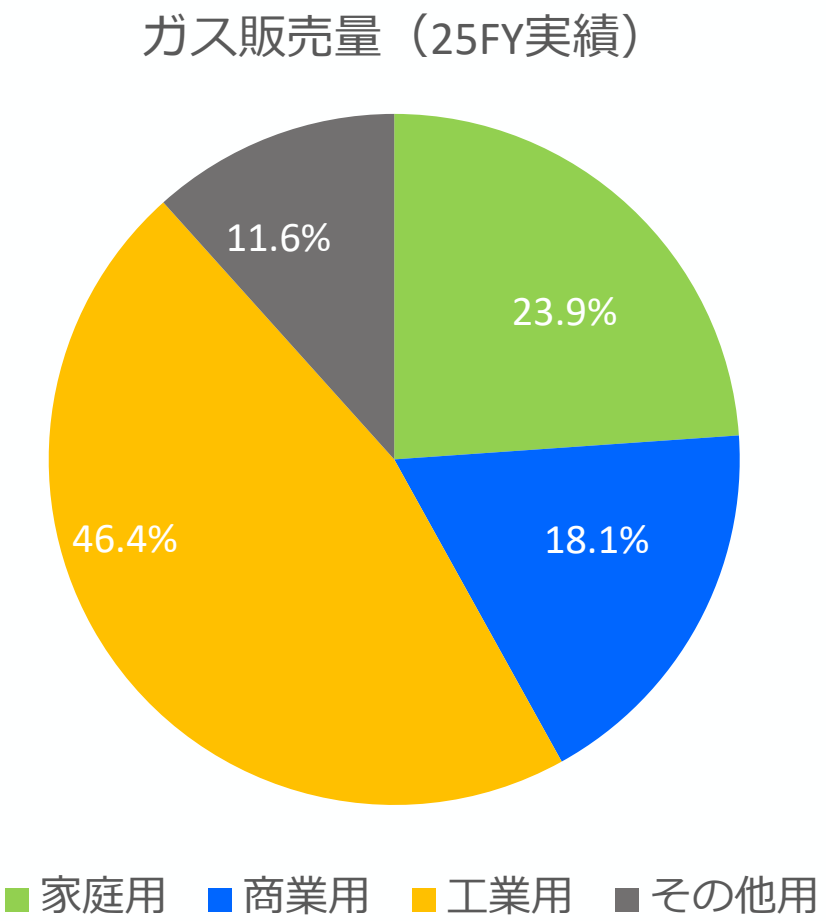
主要10か国・地域のGHG排出削減目標と次期NDC提出状況（2025年3月末時点）

国・地域	基準年	2030 年 GHG 排出削減目標	次期 NDC GHG 排出削減目標	次期 NDC 提出状況
日本	2013 年度	▲46%	2035 年度目標▲60% 2040 年度目標▲73%	提出済 （2025 年 2 月）
米国	2005 年	▲50%～52%	2035 年目標▲61%～66%	提出済 （2024 年 12 月）
EU	1990 年	▲55%		未提出
英国	1990 年	▲68%	2035 年目標▲81%	提出済 （2025 年 1 月）
韓国	2018 年	▲40%		未提出
カナダ	2005 年	▲40%～45%	2035 年目標▲45%～50%	提出済 （2025 年 2 月）
フランス	1990 年	▲50%		EU 未提出
ドイツ	1990 年	▲65%		EU 未提出
イタリア	1990 年	-		EU 未提出
中国	2005 年	GDP 当たり CO_2 削減率 ▲65%		未提出

出所：資源エネルギー庁HP　https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2025/html/1-3-1.html

用途別ガス販売量の構成

- 全国のガス事業者における年間ガス販売量の内訳（家庭用、業務用、産業用、その他）の比率、各社構成比に基づく用途別分布は以下の通り。

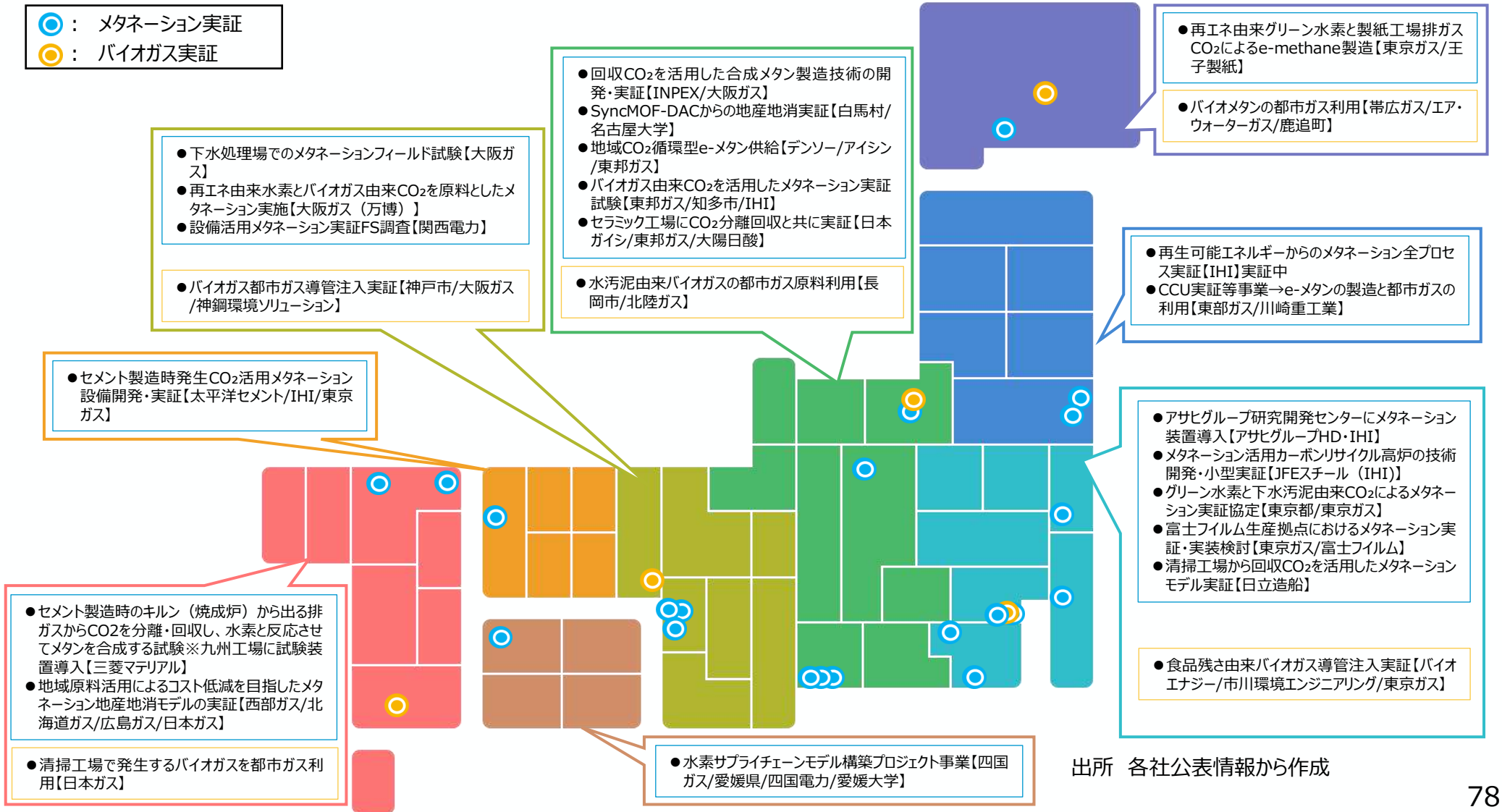


用途別/構成比	25%未満（社）	25%以上、50%未満（社）	50%以上、75%未満（社）	75%以上（社）
家庭用	71	51	25	5
商業用	118	26	4	4
工業用	74	28	34	16
その他用	121	26	5	0

出所　ガスエネルギー新聞2026年度事業計画アンケートを基に作成
※大手三社と用途別内訳の記載がない事業者を除く152事業者の回答から資源エネルギー庁にて作成

合成メタン等のプロジェクト実証の実施者と分布

- 全国各地でメタネーション、バイオガスの実証に取り組んでいる。



出所　各社公表情報から作成

ガス事業者の取組状況

- 全国のガス事業者は、我が国のGXへの貢献に向けて、合成メタン等に関する取組だけでなく、燃料転換や天然ガスの高度利用など、**多様な取組みを行っている。**
- 中長期に向けては、**事業者ごとに最適な手段で取り組みの展開、拡大**を進める必要がある。

		①燃料転換等による低炭素化		②環境価値を用いた脱炭素化							③合成ﾒﾀﾝ・ﾊﾞｲｵｶﾞｽへの燃料代替			
		燃料転換	高度利用	ｶｰﾎﾞﾝｵﾌｾｯﾄ都市ｶﾞｽ供給			ｸﾚｼﾞｯﾄ創出		排出係数の公表		合成ﾒﾀﾝ		バイオガス	
		民生・産業	省エネ・電力需要・ﾚｲｼﾞﾘｴﾝｽ	ﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰ	Jｸﾚ	JCM	Jｸﾚ	JCM	SHK制度	HP等	ｻﾊﾞﾃｨｴ	革新的ﾒﾀﾈ	国内	海外
1G	東京ガス	民生用サービス、スマートエネルギーによるまちづくり、電力系統の負荷低減、産業用大型燃料転換等幅広く取り組む		○	○	－	○	○	○	○	○	△	○	○
	大阪ガス			○	○	－	○	○	○	○	○	△	△ ※ﾊﾞｲｵﾒﾀﾈ	○
	東邦ガス			○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○
2G	広島ガス	地元に密着し産業立地等の地元の特徴にあった燃料転換の取り組みを実施。必要に応じて大型案件は大手と連携し燃料転換を進めている		○	○	－	○	－	○	－	△	－	－	－
	静岡ガス			○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－
	西部ガス			○	○	－	○	－	－	○	△	－	－	－
	北海道ガス			○	○	－	○	－	－	○	△	－	－	－
	日本ガス			○	－	－	○	－	－	－	△	－	○	－
3G 4G	京葉ガス			○	○	－	－	－	○	○	－	－	－	－
	北陸ガス			○	○	－	－	－	○ ※公表予定	○	－	－	○	－
	武州ガス			○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大多喜ガス			○	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－
	ｻｰﾗｴﾅｼﾞｰ			○	○	－	○	－	○ ※公表予定	○	－	－	－	－
	四国ガス			○	○	－	○	－	－	○	△	－	－	－

※5月22日時点の公表情報をもとにJGA調べ
※△：研究開発、実証等

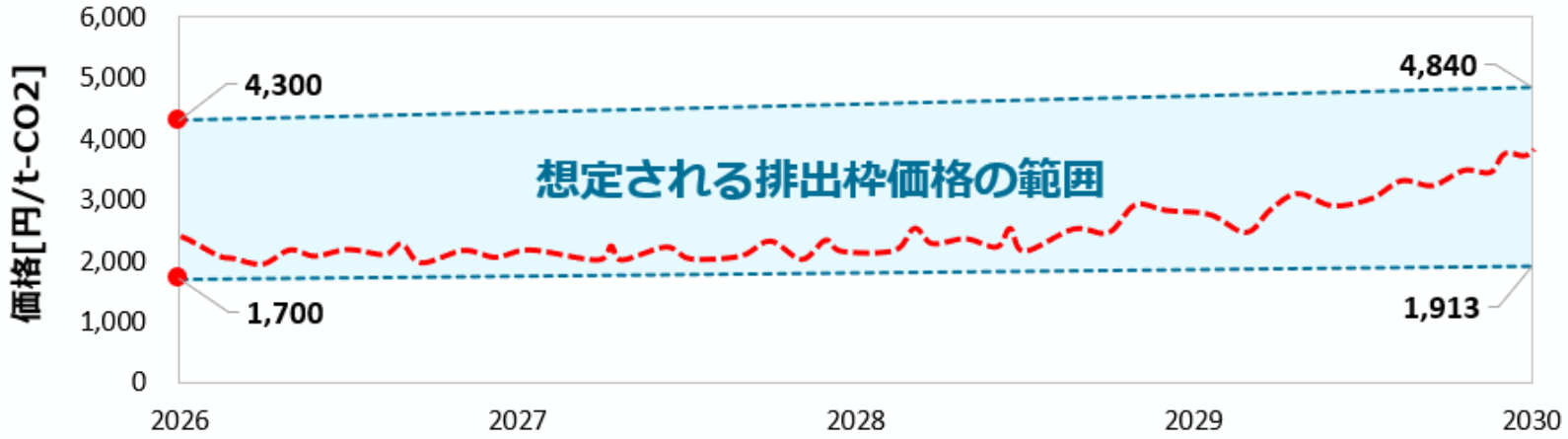
（出所）日本ガス協会作成

GX-ETSの上下限価格

2025年12月19日 第７回
排出量取引制度小委員会
資料３を一部改変

- 前項までの検討を踏まえた**2026年から2030年の上下限価格の見通し**は以下の通り。
- なお、制度対象者の削減費用が排出枠価格に適切に反映されずに上限価格に張り付くリスクを回避するための対策として、バンキングの抑制等の措置を別途検討する。
- 併せて、短期間での取引価格の過度な変動を回避するため、市場取引における制限値幅の水準等について来年度検討する。

各年度の上下限価格の見通し※



	2026年度	参考値			
		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
参考上限取引価[円/t-CO2]（上限価格）	4,300	4,429	4,562	4,699	4,840
調整基準取引価格[円/t-CO2]（下限価格）	1,700	1,751	1,804	1,858	1,913

※ 上記見通しは実質価格上昇分のみ考慮したもの。この価格に、前年度時点の物価上昇率の見通しを勘案した名目価格を毎年度の上下限価格として告示する。

需要家の機運醸成（GX率先実行宣言）

- 「GX率先実行宣言」は、需要創出に積極的に取り組む意向のある企業群を可視化する枠組みとして、2024 年12月に発足。とりわけ自立的に需要が立ち上がりにくい製品を対象に企業が率先して調達する意向を自主的に宣言する枠組みであり、ゴールドグレード取得企業は22社。（５／２６時点）
- 2026年5月の第2回 ＧＸ需要創出に向けた研究会において、グレードと要件の見直しの議論が行われ、合成メタンについては、1%以上の調達を宣言する企業はプラチナグレードとなる見込み。
- 6月末頃にとりまとめがGX需要創出に向けた研究会で示される予定。

第2回 ＧＸ需要創出に向けた研究会
事務局資料より抜粋

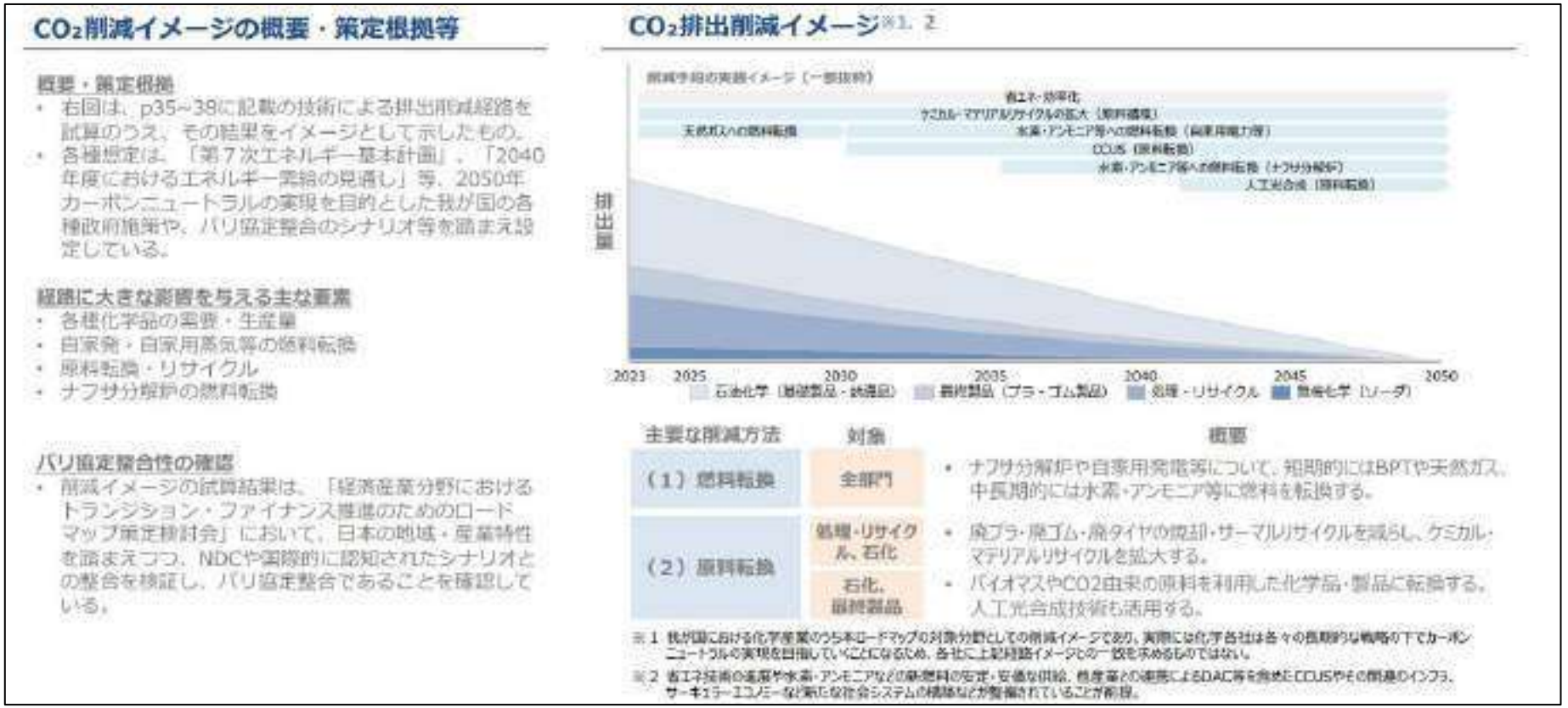
GX製品・サービスの調達目標/供給目標設定状況

製品/サービス名	調達目標	調達目標（供給目標からの試算結果）（案）	試算式	供給目標数値	参考文献
アンモニア、メタノール、合成メタン、合成燃料（海運用途）	10%	–	–		2023 IMO Strategy on Reduction of GHG Emissions from Ships
合成メタン	1%	–	–		第7次エネルギー基本計画 ※政府目標や都市ガスの基礎排出係数のメニューはバイオガスとの合算で設定している
SAF	10%	–	–		GX実現に向けた基本方針参考資料
グリーンスチール	–	10%	分子：グリーンスチール供給目標量 分母：高炉由来の国内粗鋼生産量	500万トン（2030年）	日本製鉄統合報告書2025、JFE GROUP REPORT 2025、2026年2月 主要国鋼鉄生産(一般社団法人日本鉄鋼連盟)
水素	1%	–	水素アンモニア小委員会第17回水素・アンモニアの社会実装に向けた 当面の課題と今後の重点取組（案） "水素調達１%宣言"キャンペーン　※詳細今後決定予定		
アンモニア	1%	–	水素アンモニア小委員会第17回水素・アンモニアの社会実装に向けた 当面の課題と今後の重点取組（案） "水素調達１%宣言"キャンペーン　※詳細今後決定予定		

20

需要家の脱炭素計画

- 「トランジションファイナンス」に関する化学分野における技術ロードマップにおいても、CO2排出削減手段として天然ガスや水素・アンモニア等（合成メタン含む）を活用した燃料転換が位置付けられている。



CO_2削減イメージの概要・策定根拠等

概要・策定根拠

- 右図は、p35~38に記載の技術による排出削減経路を試算のうえ、その結果をイメージとして示したもの。
- 各種想定は、「第７次エネルギー基本計画」、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」等、2050年カーボンニュートラルの実現を目的とした我が国の各種政府施策や、パリ協定整合のシナリオ等を踏まえ設定している。

経路に大きな影響を与える主な要素

- 各種化学品の需要・生産量
- 自家発・自家用蒸気等の燃料転換
- 原料転換・リサイクル
- ナフサ分解炉の燃料転換

パリ協定整合性の確認

- 削減イメージの試算結果は、「経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検討会」において、日本の地域・産業特性を踏まえつつ、NDCや国際的に認知されたシナリオとの整合を検証し、パリ協定整合であることを確認している。

CO_2排出削減イメージ※1, 2

主要な削減方法	対象	概要
（1）燃料転換	全部門	• ナフサ分解炉や自家用発電等について、短期的にはBPTや天然ガス、中長期的には水素・アンモニア等に燃料を転換する。
（2）原料転換	処理・リサイクル、石化	• 廃プラ・廃ゴム・廃タイヤの焼却・サーマルリサイクルを減らし、ケミカル・マテリアルリサイクルを拡大する。
	石化、最終製品	• バイオマスやCO2由来の原料を利用した化学品・製品に転換する。人工光合成技術も活用する。

※1 我が国における化学産業のうち本ロードマップの対象分野としての削減イメージであり、実際には化学各社は各々の長期的な戦略の下でカーボンニュートラルの実現を目指していくことになるため、各社に上記経路イメージとの一致を求めるものではない。

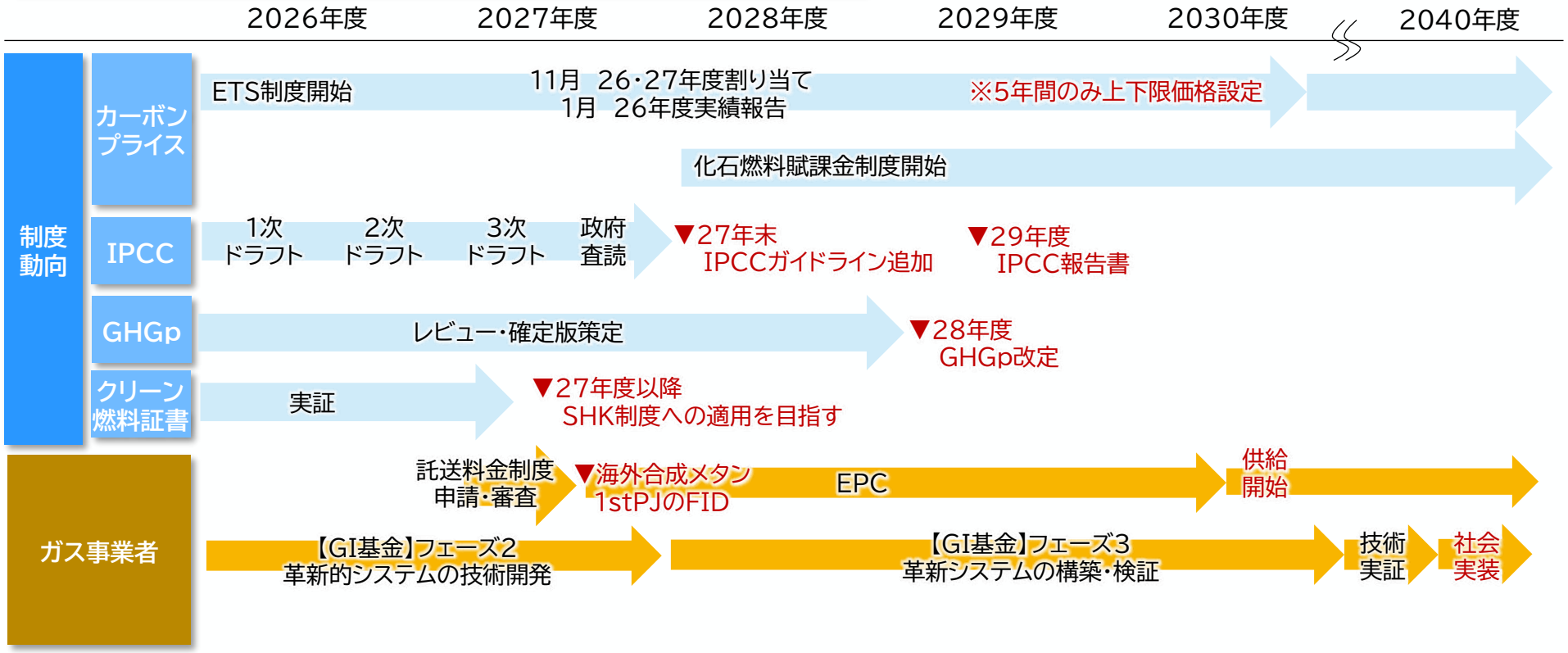
※2 省エネ技術の進展や水素・アンモニアなどの脱炭素燃料の安定・安価な供給、産業毎との連携によるDAC等を含めたCCUSやその開発のインフラ、サーキュラーエコノミーなど新たな社会システムの構築などが前提されていることが前提。

出所：「トランジションファイナンス」に関する化学分野における技術ロードマップ　transition_roadmap2025_chemistry_j.pdf

我が国のGXへの貢献に向けた中長期の政策検討の方向性①

- 我が国のGX実現に向けては、「国際ルールの動向」、「化石燃料賦課金の動向」、「各GX貢献手段の技術開発動向等に伴う代替エネルギーの量・コスト見通し」などを踏まえた検討が必要。
- 供給・需要側の予見性を高める観点では、既存燃料の動向や開発状況に加え、「環境価値の追加コストに対する社会的受容性」や「需要家の機運」、「カーボンプライス」といった要素も重要。

国際的な制度動向や国・事業者取り組みスケジュール

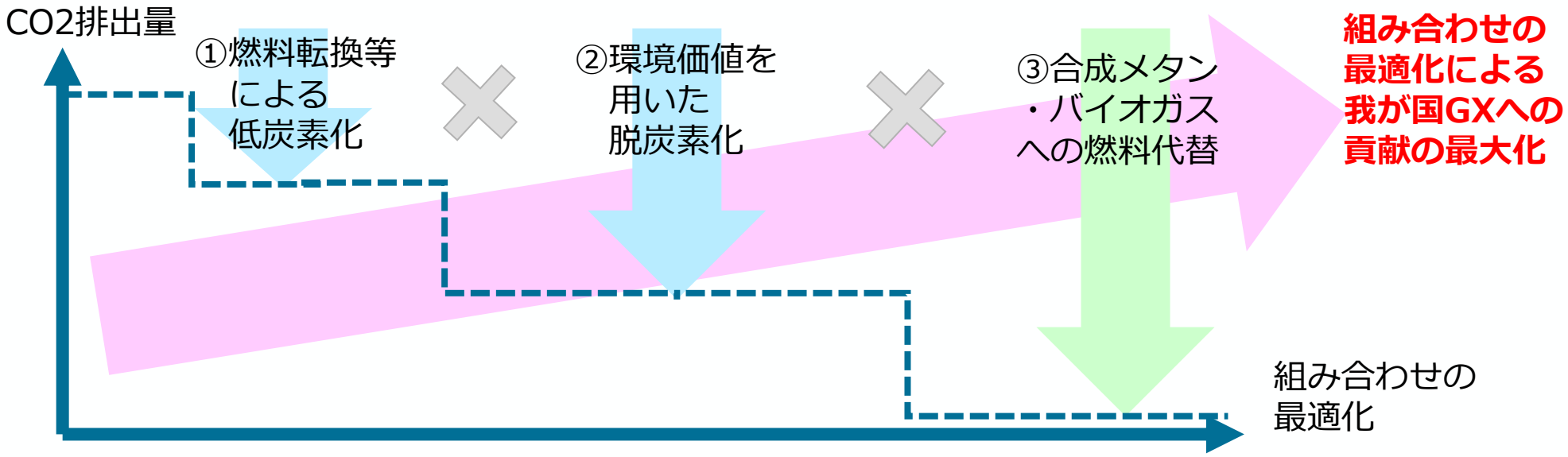


我が国のGXへの貢献に向けた中長期の政策検討の方向性②

- 合成メタン等の普及については、大手都市ガス事業者が2030年度の導管注入に向けて、北米のプロジェクトを進めている。また、地方のガス事業者に目を向けると、地産地消のエネルギー利用を進めるため、合成メタンやバイオガスの実証事業に着手する動きも一部で見られる。
- また、本年度よりGX-ETSが本格稼働し、需要家においても環境価値の評価を見据えて、今後の自らのビジネスのあり方を検討する段階に入っており、各産業、各地域経済のあり方の変化に伴い、需要構造が変容していくと考えられる。現時点での石油や石炭からの燃料転換のポテンシャルは地方に大きいが、今後のエネルギー供給に対するニーズもこうした動きに伴って変わっていくが、ガス事業者は需要家のパートナー、地域経済を支える主要なプレーヤーとして、これにしっかりと応えていくことが期待される。さらに、コジェネの活用や徹底した省エネ等の「天然ガスの高度利用」の推進が、我が国のGXに貢献する現実的な手段であり継続的な取り組みが必要。
- これまで**「①燃料転換等による低炭素化」「②環境価値を用いた脱炭素化」「③合成メタン等への燃料代替」それぞれについて、2030年度に向かって取り組む施策、2030年度以降を見据えた施策を整理してきた**が、それぞれの進捗が相互に密接に関係し、全体に大きな影響を及ぼす。**今後は、環境価値の総量と合成メタン等の量のバランスなどについて目配せが必要となるなど、これらの手段を組み合わせ、整合性を確保した政策の推進が重要**となる。

我が国のGXへの貢献に向けた中長期の政策検討の方向性③

- 以上を踏まえ、**GXへの貢献の最大化には、それぞれの手段の深掘りを進めることに加え、各施策の組み合わせの最適化が重要**となる。**今後は、「手段の深掘り」と「全体最適化」の横串で検討を進め、貢献の最大化と2050年カーボンニュートラルの達成を目指してはどうか**。
- 中長期の政策の方向性については、取組を進めるガス事業者の特徴（GXの取組状況、各社の需要構造の違い）や需要構造の変容、技術動向、環境価値の評価・活用状況、関連政策の動向（GX-ETSや国際ルール）など、**各々の進展状況を踏まえつつ、今後の導入段階を整理し、経済性・環境性・実現性の観点から広範な事業者の参画を視野に入れた検討が必要**である。



経済産業省

2026年度
第２回業務委員会
資料№1-3

ガス事業の託送料金制度について

2026年６月８日

資源エネルギー庁

１．前回の議論の整理

２．個別論点
　-託送料金におけるエスカレ反映
　-事業報酬

１．前回の議論の整理

２．個別論点
-託送料金におけるエスカレ反映
-事業報酬

前回の御意見（まとめ）

- 前回の本WGにおいては、託送料金制度の今後の検討に関して以下のようなご意見をいただいた。
 - コストと料金の反映にタイムラグが存在することが、制度上の本質的な課題ではないか。エスカレーションはあくまで暫定的な対応と位置付けられ、変分改定や届出制度の拡充等により、より迅速にコストを料金へ反映できる仕組みの整備が基本的な方向性ではないか。
 - エスカレーションの導入に当たっては、物価上昇局面への対応にとどまらず、下落局面にも機能する対称的な制度設計が必要とされる。また、予測値と実績値の乖離が生じた場合の事後調整の在り方を明確化し、制度全体としての整合性と規律を確保する必要がないか。
 - 予測に基づく原価算入には不確実性が伴うため、事後規律が限定的である場合には、保守的な見込み設定により過大算入を抑制する考え方が重要。また、客観的指標に基づく透明性の高い手法の導入や、事業者・行政双方の事務負担を抑制する観点からの効率的な制度設計が必要。
 - 託送部門が自然独占である一方で、小売部門が競争市場にある構造を踏まえ、託送料金の上昇が小売事業者や需要家に与える影響への配慮が求められる。また、料金水準や内訳が消費者にとって分かりにくいとの指摘もあり、情報開示の充実や料金の予見性確保等により、透明性と納得性の向上を図る必要がある。
 - 制度全体の設計に当たっては、事業者間の特性や規模差を踏まえつつ、効率性、持続可能性、安定供給の確保を総合的に考慮することが重要である。さらに、過度な負担増のみならず、投資不足や保安リスクといった負の影響も回避する観点から、バランスの取れた制度運営を志向する必要がある。

前回WGにおける主な御意見①

- 託送料金への物価変動の反映に当たっては、事業者ごとの個別算定では事務コストが過大となるため、統一的な指標を導入することで効率化を図るべきである。特に多数の事業者が存在するガス分野においては、制度設計そのものが社会コストに直結する点に留意が必要である。また、託送部門は自然独占である一方、小売は競争市場であるという構造の下、託送料金の上昇が小売競争に与える影響を懸念する。競争環境下では託送料の上昇分を小売料金に転嫁できない可能性があり、その場合、小売事業者、とりわけ中小事業者に負担が集中するおそれがある。したがって、コスト上昇の負担の帰属を明確化し、導管事業者・小売事業者・需要家の間で適切に分担する制度設計について検討する必要がある。
- 本質的な課題はコストと価格の反映にタイムラグがある点にあり、エスカレーション導入は暫定的対応に位置づけられる。優先すべきは変分改定や届出制の拡充などを通じてラグを縮小する制度設計である。エスカレーションは予測の枠組みの問題と整理でき、一定の合理性は認められるが、物価上昇予測時のみ申請を行うような機会主義的行動を誘発するリスクがある。このため事後評価の実効性確保とモニタリング体制の強化が不可欠である。また、導入後の検証結果に応じて制度見直しを行う柔軟性も必要となる。さらに、実務負担を踏まえれば客観的指標に基づくシステマティックな手法が望ましく、費用項目ごとの指標設定とトレンド予測を精緻化することで、審査効率向上とラグ縮小の双方に資する仕組みの構築が求められる。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見②

- エスカレーションの具体的手法の検討に先立ち、予測値と実績値の乖離が生じた場合の事後調整の在り方を明確にすることが制度設計の前提である。電力制度では、予測が外れた場合でも次期において調整が行われるため一定の誤差は許容されるが、現行のガス制度は変更命令の発動要件が限定的であり、乖離があっても是正されない可能性がある。そのため、現行の制度を継続する前提であれば、総括原価方式の趣旨に基づき予測は保守的に設定する必要がある。また、需要見通しにおいても過大推計の事例が存在しており、フォアキャストの不確実性を前提とした慎重な設計が求められる。加えて、多数事業者に伴う申請・審査コストの増大も重大な政策制約であり、効率的かつ規律ある制度運営を可能とする設計が不可欠である。
- ガス事業の制度設計に当たっては、事業者間の同質性に関する認識を適切に整理する必要がある。実際には技術基準等により設備・業務の共通性は高く、電力と同様に一定の類似性を有する構造と捉えるべきである。また、エスカレーションを原則不算入とする現行審査要領は重要な制度基盤であり、その導入経緯を整理した上で見直しを議論する必要がある。目先の物価動向に応じた変更を繰り返すと制度の一貫性が損なわれるため、過去の議論を踏まえた体系的検討が不可欠である。その上で、エスカレーションを導入する場合は、上昇時のみならず下振れ時や見込み誤差への対応を整理すべきである。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見③

- エスカレーション導入に当たっては、事後評価による適正性確認が不可欠であるが、その実効性には大きな課題がある。第三者評価を活用したとしても内部情報の把握には限界があり、詳細な検証を行うための審査コストは極めて大きくなる。このため、制度として成立させるためには、過不足精算が確実に機能する仕組みが必要。一方、こうしたコストを踏まえると、頻繁な料金改定による対応の方が合理的となる可能性もあり、制度間比較の視点が重要となる。条件が整えばエスカレーションは有効であるが、自動反映は企業努力を阻害するため、一定の裁量を残した柔軟な設計が望ましい。また、過去の鉄道事例に見られるように、価格規制の在り方は事業の持続性に直結することから、エネルギー間競争も考慮した水準設定が必要である。さらに、過度なコスト削減による保安リスクや投資不足にも留意し、値上げ抑制だけでなく過小投資の監視も含めたバランスある制度運営が求められる。
- エスカレーション導入の前提として、事後評価・調整の枠組みを踏まえた制度設計が不可欠である。その上で実装を図る場合には、執行コストや監督リソースの制約を考慮すると、客観的な指標データに基づく変動率の採用が実質的に唯一の現実的手法となる。恣意性を排除しつつ効率的に運用する観点から、指標ベースの制度設計が求められる。
- 託送料金は最終的に需要家が負担するものの、その水準や内訳は消費者にとって見えにくく、原価算定の適正性に対する理解も十分とは言えない。このため、託送料金の仕組みや原価構成についての情報開示を強化する必要がある。エスカレーション導入については理解を示しつつも、将来的な家計負担への影響を可視化し、消費者の納得性を高めることが重要である。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見④

- ● エスカレーションの参照指標は蓋然性と運用効率性の両立が重要であり、地域指標の活用も含め柔軟に検討すべきである。他方、指標の過度な多様化は検証負担を高めるため、選択条件の明確化が必要となる。また、上昇・下落双方に対応する対称的な仕組みとすることが不可欠である。変分改定についても例外的発動のルールを明確化し、制度の柔軟性と予見性を両立させることが求められる。
- ● 総括原価方式の維持とエスカレーション導入方針に賛同する。今後は統一指標と個別算定の比較を含め、コスト効率の観点から具体手法を検討する必要がある。また、事業規模の差異を踏まえた制度適合性の検証も重要である。
- ■ 電力分野の知見を踏まえ、客観的指標に基づく透明性の高い制度設計が必要である。また、多数事業者による申請・審査は社会コストを大きく押し上げるため、制度の簡素化・効率化が不可欠である。実務上も料金改定には長期間を要しており、制度負荷を踏まえた検討が求められる。
- ■ エスカレーション導入方針に賛同しつつ、効率性と持続可能性のバランスを重視した制度設計が必要である。対象費目や構成比の明確化により、議論の実効性を高めることが求められる。
- ■ 指標設定については全国一律と地域別の妥当性を検証する必要がある。また、個別算定に伴う客観性確保の難しさを踏まえ、事後評価を含めた整合的で透明性の高い制度設計が求められる。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見⑤

- ■ 総括原価方式維持とエスカレーション導入に賛同する。物価上昇環境下では制度見直しは合理的であり、安定供給と財務基盤確保の観点から早期制度化が望まれる。多様な事業者実態を踏まえ、関係者への影響に配慮した総合的な制度設計が必要である。
- ■ 託送料金改定の増加は小売事業者の負担を通じて需要家に影響するため、予見性確保と周知期間の確保が重要である。また、システム改修等の実務負担にも配慮し、機動性とのバランスを考慮した制度設計が求められる。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

託送料金制度の今後の検討

- ガス導管事業において、人口減少・高齢化を受け、今後担い手不足に陥ることが予測される。事業者においては、インフラの維持や保安対応に加え、スマートメーターをはじめとするDX・AI等の活用による省人化・省力化が必要であり、ガス事業者が健全な発展をするためには、これらの投資を着実に進めていくことが必要。
- 事業者においては、こうした投資を着実に進め、安定供給の確保につなげていくため、自社の経営効率化と同時に必要な料金回収を進めることが必要。その際、需要家の保護と、自社を取り巻く経営環境への対応という視点から、必要な料金を設定することが求められる。
- こうした認識を大前提とした上で、これまでのWGでいただいたような、経済社会構造の変化に対するより円滑な対応や社会コストの抑制といった観点も踏まえつつ、制度の枠組みを検討する必要。
- 今回は、前回の御議論なども踏まえ、エスカレーション反映を可能とする当面の仕組みや、事業報酬等の制度に係る今後の検討課題などについて御議論いただきたい。

１．前回の議論の整理

２．個別論点
-託送料金におけるエスカレ反映
-事業報酬

全体の検討事項

- 本日のWGにおいては、エスカレーションの反映に係る議論として以下の項目を検討し、議論を踏まえて全体を整理することとしたい。
 - ✓ 変動予測の導入に際しての確認の在り方
 - ✓ 料金算定時の変動予測の反映方法
 - ✓ 変動を織り込むべき費用項目と採用すべき指標の考え方

事業環境を踏まえた託送料金制度の在り方（全体像）

- 小売全面自由化時における託送料金の一斉改定以降、料金原価を洗い替えていない事業者が多く、そのような事業者は当時算定した託送料金をそのまま活用している状況。
- 託送料金の値上げは、原価の洗い替えによる対応が原則。ガス導管事業者は託送料金について需要家等への丁寧な説明が求められること、また、一斉改定時の原価等を活用し続けるのではなく、足元の経済状況を踏まえた原価等に洗い替えることが適切であると思われることから、**今般の見直しに伴い物価等の変動を反映する際にも、洗い替えによる対応が原則として考えられる**。
- 手続きの柔軟性や即応性の観点から、これまで変分改定や届出制の在り方についても意見をいただいている。変分改定は、事業者の経営努力では吸収できない外生的なものが対象となっている。労務費や修繕費等の特定の原価に変分改定を反映させる場合、これらの費用は想定需要や全体の工事量等、他の項目と連動して決まる要素が大きく、見直しの手続きは簡便にはなる一方、他の要素と切り離されることで、かえって需要家等への説明性を損なうおそれ。
- 届出制を見直し、将来の中期的な経済社会情勢の変化の見通しを反映して料金算定する場合、その見通しがどの程度乖離しているのかを確認するときは、現在の認可制よりもより厳格に確認することが必要となり、事後的な料金の見直しがより頻発する可能性。事前手続きの簡便化と事後規律の厳格化は、多様な事業者が存在する中で、むしろ社会コストを増加させる可能性。
- さらに、以上のような手続き制度については、同じガス事業を行う事業者間の公平性や、事業者の予見性が損なわれるおそれがあることから、事業者ごとに差別化して設計することは困難。現時点における託送料金制度の在り方としては、**現在の認可制度を前提とした制度設計**とすることとしてはどうか。他方で、社会コスト低減の観点から、実際に申請があった際に、**個別の審査の中で重点的に確認すべき項目を整理するなど、審査の工夫を検討する**こととしてはどうか。

変動予測の導入に際しての事前・事後の確認の在り方

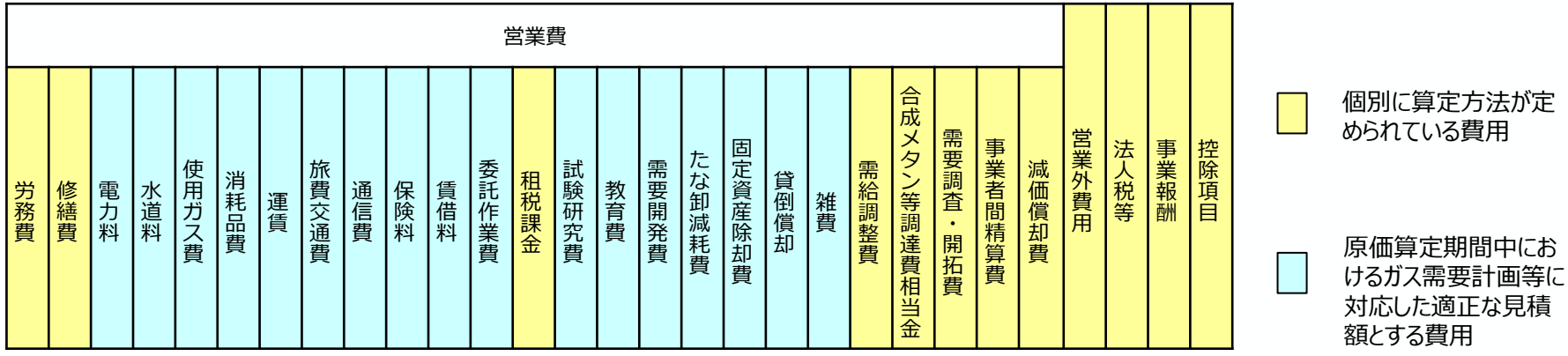
- 前回の議論においては、物価上昇・下落両面にも機能する制度設計の必要性や、予測値と実績値の乖離が生じた場合の事後調整の必要性と、そのバランスの観点から、保守的な指標の導入の必要性について指摘をいただいた。
- これらの点は、電気事業におけるレベニューキャップ（RC）制の考え方も、検討の参考となりうる。RC制においては、５年ごとの計画認定が前提となっており、当期の予測と実績の乖離を次期に調整することを円滑に行うことが可能。他方、ガス事業は総括原価方式による不定期な料金見直しが前提となり、必ずしも、RC制のような調整スキームとなじまない部分も存在する。
- こうした点も踏まえつつ、以下のような考え方に基づき、変動率反映の枠組みを整備してはどうか。
 - 変動率の反映が過大にならないよう、国において参照すべき指標（変動予測）を定め、各事業者は料金の見直し時に適宜反映
 - 実績の確認については、現在の事後評価におけるストック・フローの管理による総括的な収支の確認を前提としつつ、その中で、指標の予測値と実績値の確認を行う
 - なお、当該確認を行うタイミングは、原価算定期間終了後の事後評価のタイミングなどが考えられる

料金算定時の変動予測の反映方法

- 指標に対する事後的な確認について、他の原価項目の変動もある中、指標のみに着目して厳格に評価することは、その時点における事業全体の収支と必ずしも整合するものとはならない。そのため、現在のストック・フローによる総括的な事後評価による確認を前提としつつ、実績の確認を行うものとした上で、料金算定時については、国が指標を適用することができる費用や適用すべき指標を保守的に定めるなど、将来予測の導入の扱いをより厳格なものとすることとしてはどうか。
- 変動予測の反映方法としては、過度な算定を抑制し、保守的な見込みの下で料金算定する必要性の観点や、各社によって総費用に占める各費用の構成割合が異なる点などを踏まえると、**変動率を織り込むことが可能な項目を整理し、費用ごとに変動率を反映した上で、それぞれ算定した費用全体を積み上げて総原価を算定する**ことが考えられる。
- その場合、以下の費用の中で、どの項目にどのような指標（変動予測）を織り込むことを許容できるか整理する必要。

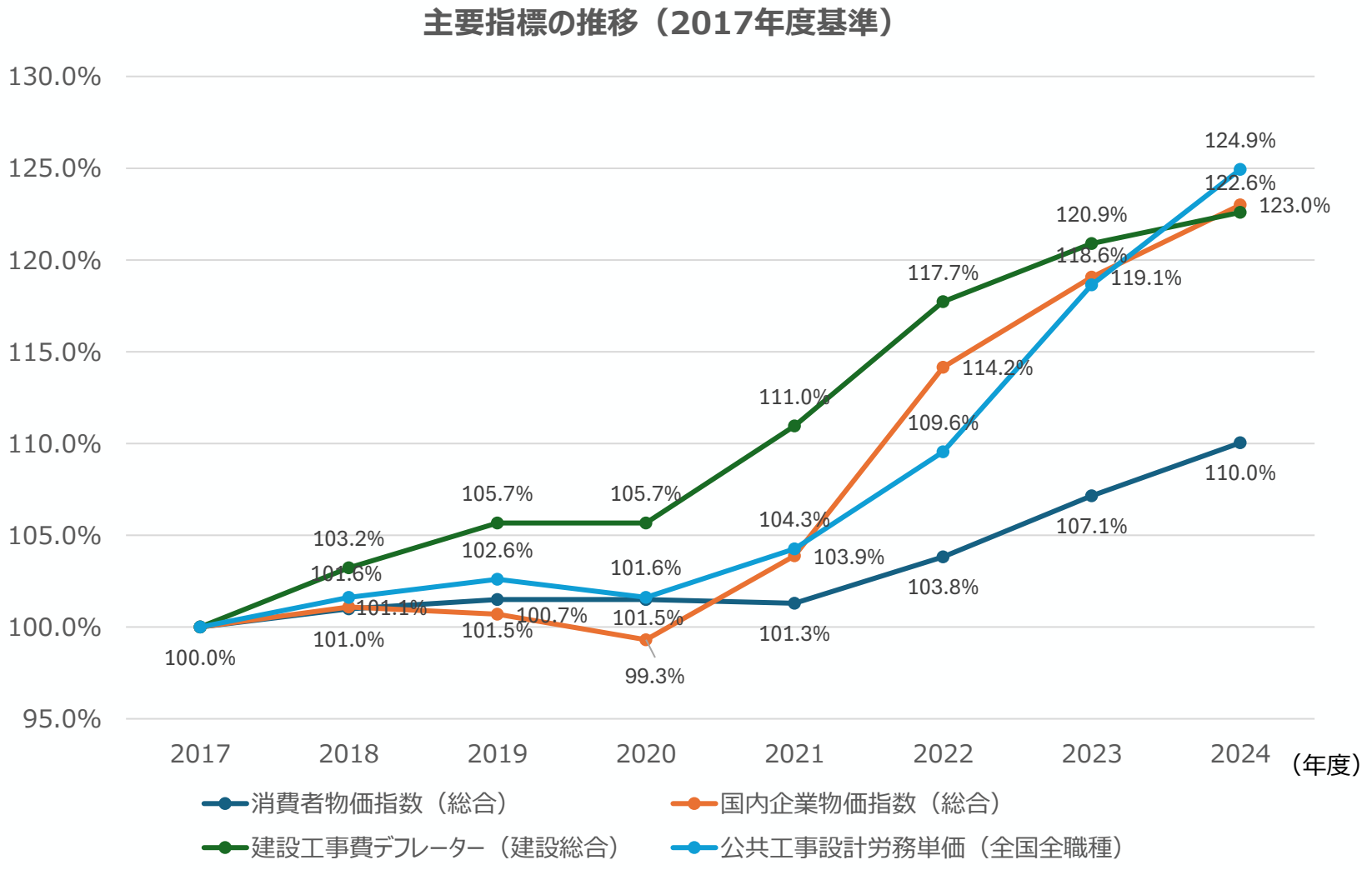
（参考）ガス事業託送供給約款料金算定規則による料金算定

- 一般ガス導管事業者が託送料金を定めようとする、又は値上げ改定をする場合（認可申請）は、原価等として以下費用を算定する。



主要指標の動向

- ガス小売全面自由化以降の各種指標の動向について確認すると、特に2021年以降、上昇傾向が顕著である。



※各種データから資源エネルギー庁において整理

物価に関する公的指標および大手・中堅の物価等変動影響の推移①

- 2021年度を基準（＝100）とした場合、大手・中堅の計９社（※）（全一般ガス導管事業者における託送量の約８割）の物価等変動影響は、契約単価等を公的指標の実績を確認した上で改定する仕組みであることや、経営効率化を含む諸要因により、公的指標の変動幅とは必ずしも連動していないものの、傾向としては、公的指標同様に上昇のトレンドである。

※東京NW、大阪NW、東邦NW、西部、北海道、北陸、京葉、静岡、広島の９社



※ 大手・中堅の増減率を単純平均し算定

（出典）日本ガス協会による各社データ集計

物価に関する公的指標および大手・中堅の物価等変動影響の推移②

- 大手・中堅の物価等変動影響に関する増加率は、概ね上昇のトレンドで推移しており、**特に直近3か年では公的指標を上回る主要指標も確認**されている。



※ 大手・中堅の増減率を単純平均し算定

（出典）日本ガス協会による各社データ集計

変動を織り込むべき費用項目と採用すべき指標の考え方

- 一般ガス導管事業者のベア率や工賃改定率等の動向は、公的指標と同様の上昇傾向がみられており、これらの傾向を踏まえても、**事業者の費用項目の中でも何らかの変動予測を織り込む合理性は存在**。
- 各費用項目のうち、例えば労務費や委託作業費のような**変動予測を採用することがなじむもの**、合成メタン等調達費相当金や事業者間精算費のような**変動予測を採用することがなじまないものを峻別することが必要**であることから、他の制度における議論も参考にしつつ、整理してはどうか。
- あわせて、参照すべき指標については、**消費者の負担抑制の観点**からは、ほかの指標よりも緩やかに推移している**消費者物価指数をベースに検討することが一案**であるが、**費用の性質も踏まえ、建設工事費デフレーター等の他の指標の参照の可能性も検討してはどうか**。
- また、費用によっては変動予測を採用するのではなく、**第三者による意思によって決まるような外生的な要因の影響を受けるものがある可能性も踏まえ、変分改定の対象とすることを検討**していくこととしてはどうか。

【託送料金の費用項目】

控除項目	事業報酬	法人税等	営業外費用	営業費																													
				減価償却費	事業者間精算費	需要調査・開拓費	合成メタン等調達費相当金	需給調整費	雑費	貸倒償却	固定資産除却費	たな卸減耗費	需要開発費	教育費	試験研究費	租税課金	委託作業費	賃借料	保険料	通信費	旅費交通費	運賃	消耗品費	使用ガス費	水道料	電力料	修繕費	労務費					

１．前回の議論の整理

２．個別論点

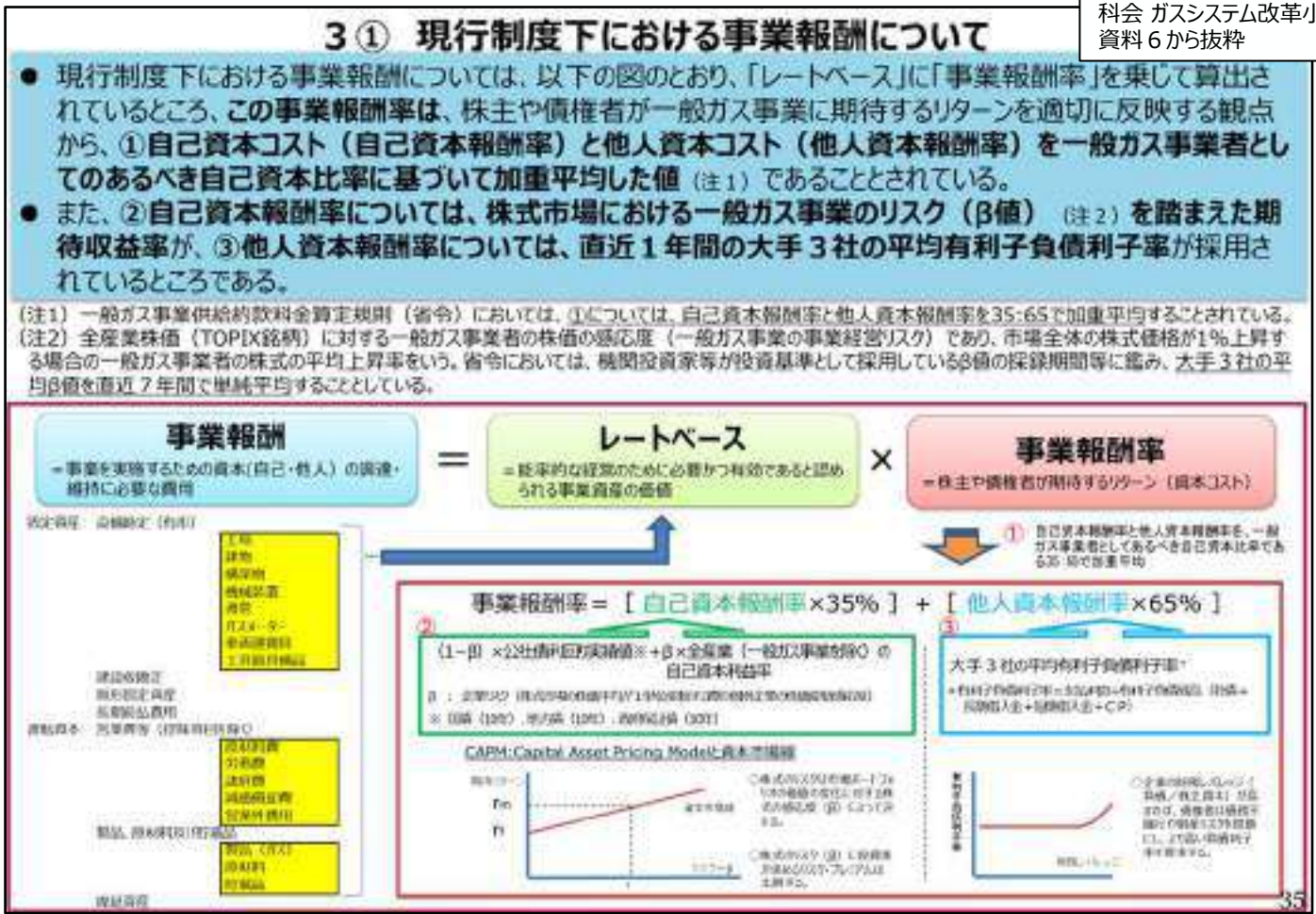
-託送料金におけるエスカレ反映

-事業報酬

現在の事業報酬の考え方

- 事業報酬は、合理的な発展を遂げるのに必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金等に充てるための費用。
- 現在の事業報酬率の算定の考え方は、システム改革以前から導入された考え方を、ガスシステム改革小委において維持するものと整理されたもの。

第27回 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会
資料６から抜粋



事業報酬に係る検討の方向性

- 現在の事業報酬に係る制度は、ガスシステム改革以前に導入されたものが、システム改革以降も踏襲され、その後の特段の見直しは行われていないもの。
- ガスシステム改革以降、特に足下においては、物価や人件費等の上昇、金利の見直しといった経済社会情勢が変化し、ガス事業者を取り巻く経営環境も、システム改革を検討していた当時から変わってきている状況。安定供給を支え、健全な事業運営を可能としていくためには、こうした経営環境の変化にも対応できるよう、制度の不断の見直しを検討していくことが重要。
- このため、事業報酬については、他の制度における検討の動向も参考にしつつ、**足下の経済社会情勢の変化をより精緻に反映するという視点や、ガス事業の特性や財務環境も踏まえて、データの採録方法や採録期間の見直しといった対応を検討してはどうか**。